# 博 士 論 文 論 文 題 名

中国―米国間の知的財産権をめぐる通商摩擦 ~知的財産権紛争の行方~

> 広 島 修 道 大 学 大 学 院 商 学 研 究 科 商 学 専 攻

> > 黄 蓮順

# 目 次

序章 研	究背景と	目的・・・		• • •		• •	• •	• •	 • • •	• •		1
第1節	方 本論(	の目的・・							 	• •		1
第2節	5 先行	研究・・・							 	• •		· 1
Ĵ	第1項	知的財産権	権概念に関	する文庫	<b></b> 秋••				 			2
Ĵ	第2項	知的財産権	権の保護に	関する	文献•	• •			 			4
Ĵ	第3項	米中経済	摩擦に関す	る文献		•			 			6
ĵ	第4項	知的財産権	権戦略に関	する文庫	<b></b>				 			11
ĵ	第5項	中国におり	ける先行研	究・・					 		• • • •	12
第3質	5 先行码	研究のまと	めと本論文	の視点					 		• • •	14
第4質	f 論文(	の構成・・							 		•••1	5
第1章	知的財産	を権概念及で	び知的財産	権制度	の設式	<u>.</u>			 		• • • •	16
第1領	5 知的	財産とは・							 		•••1	6
第2節	6 米中	知的財産関	連国際条約	約•••					 		•••1	8
第3餌	5 知的	財産権とア	メリカ経済	斉・・・					 		• • • 2	1
第4節	5 知的	財産権制度	の歴史・						 		• • • 2	2
第5質	市 中国(	の知的財産	権制度の	沿革・・					 		• • • 2	3
第2章	米中通商	<b>有関係の現</b> 料	犬と問題点						 			26
第1餌	5 米中紀	経済関係展	開・・・						 		• • • 2	7
第 1	項国	交正常化前	i後の米中紀	<b>圣済関係</b>	ξ··				 		• • • 2	7
第 2	2項 W	ΓO 加盟をδ	めぐる米中	経済関係	ξ··				 		• • • 3	0
第 3	B項 W	ΓO 加盟直	後の米中経	E済関係					 		• • • ;	32
第2質	5 米中	間の貿易関	係の現状						 		• • • 3	4
第 1	項世	界貿易にお	ける米中が	貿易のシ	/エア				 		• • • 3	4
第 2	2項 重	要貿易相手	国別に見ん	る貿易状	:況・				 		• • • 3	8
第 3	3項 米	中貿易額と	貿易収支の	の変化・					 		• • • 4	2
第 4	1項 米	中貿易額構	造の分析						 		• • • 4	.3

第3節	米中貿易関係の問題点・・・・・・・・・・・・・・・・45
第4節	小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
第3章 W	TO 加盟以前の米中間の知的財産権紛争・・・・・・・・・・・・48
第1節	先行研究の紹介と本章の視点・・・・・・・・・・・・・・48
第2節	知的財産権紛争の対象・・・・・・・・・・・・・・・・49
第3節	米中知的財産権紛争の背景・・・・・・・・・・・・・・50
第	1項 アメリカ通商法の発展・・・・・・・・・・・・・・50
第2	2項 スペシャル 301 条・・・・・・・・・・・・・・・・53
第4節	米中知的財産権紛争の展開・・・・・・・・・・・・・・54
第二	1項 第 1 回知的財産権紛争(1989 年)・・・・・・・・・・・54
第2	2項 第 2 回知的財産権紛争(1991 年)・・・・・・・・・・・・56
第	3項 第 3 回知的財産権紛争(1994 年)・・・・・・・・・・・58
第4	1項 第 4 回知的財産権紛争(1996 年)・・・・・・・・・・・59
第5節	小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
第 4 章 W	TO 加盟後の米中間の知的財産権紛争・・・・・・・・・・・・62
第1節	中国の知的財産権の現状・・・・・・・・・・・・・・・62
第 1	項 知的財産権関連法制度の整備・・・・・・・・・・・・・62
第 2	項 特許の出願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
第2節	米中知的財産権紛争(WTO 加盟後)・・・・・・・・・・・・65
第17	項 第1段階 (2001年~2004年)・・・・・・・・・・・・65
第2	項 第2段階(2005年~現在)・・・・・・・・・・・・・65
第3節	米中知的財産権紛争の特徴(WTO加盟後と加盟以前を比較して)・・・・・67
第4節	小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
第5章 米	中間知的財産権紛争の行方・・・・・・・・・・・・・・・・67
第1節	中国の通商政策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
第2節	中国の知的財産権の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・69
第	1項 知的財産権の行政執行機関・・・・・・・・・・・・・・69
第2	2項 知的財産権関連行政機関の組織構造・・・・・・・・・・・・・70
第3節	中国の知的財産権紛争処理方法―[三審合一]裁判モデル・・・・・・・72
	1項

	第2項	司法ルートと	は・・・		 •	 	•	 •	•	 •	•	•	•	•	• 73	
	第3項	「三審合一」	裁判モテ	·ル・	 •	 	•	 •	•	 •	•	•	•	•	• 74	
第4	4節 中国	]知的財産権保	R護不備の	背景	 •	 	•	 •	•	 •	•	•	•	•	• 77	
終章	中国の知的	財産権戦略の	)課題••		 •	 	•	 •	•	 •	•	•	•	•	• 78	
参考文献	<b></b>					 							•	•	· 81	

# 序章 研究背景と目的

## 第1節 研究目的

本論文は中国とアメリカ間の通商関係の展開、とりわけ知的財産権を めぐる紛争を対象とした研究である。

中華人民共和国1 (中国)が成立してから現在に至るまで、中国とアメリカ間では繊維製品をめぐる貿易摩擦や、人民元切り上げの問題、模造品・海賊版の横行による知的財産権の侵害問題などさまざまな経済摩擦が絶えず起きていたが、知的財産権関連摩擦は最も頻繁に議論されるテーマである。特に、2013 年の中国のモノに限る貿易総額は 4 兆 1600 億ドル²(約416 兆円)でアメリカを抜いて世界一になってから、二つの大国間の経済関係はさらに世界の注目を集めている。中国の高い経済成長と伴い知的財産権関わる第3次産業の比重の増加は、アメリカとの経済摩擦に拍車を掛けるおそれもある。知的財産権が最大資産であるアメリカにとって、中国の知的財産権保護制度の不備は大きな通商問題とならざるをえない理由である。

本論文では知的財産の対象を明らかにし、紛争の背景をさぐると同時に、 中国が知的財産権保護において行っている法律制度の整備と実効性に焦点 を当て、今後の知的財産権戦略の課題を提示する。

#### 第2節 先行研究

知的財産権をめぐる米中通商摩擦については、国によって、また研究者によっても見方がさまざまである。以下では、日本文献、中国語文献、英語文献を基に先行研究の紹介と検討を行う。そして、知的財産権問題についての視点を整理分析し、本論文の課題を明らかにしたい。

<sup>1 1949</sup>年10月1日に成立。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 日本貿易振興機構 http://www.jetro.go.jp/indexj.html

#### 第1項 知的財産権概念に関する文献

知的財産権をめぐる米中通商摩擦を研究するにあたって、まず知的財産権の概念に関する文献について論述する。

知的財産権概念について、藤川義人『よくわかる知的財産権』(2002)では知的財産に関する法律の解説にとどまらず、アメリカの特許制度の概要について触れながら、知的財産制度をめぐっては、国際的ハーモナイゼーション(国際調和)の流れについても説明している。また、知的財産権といえば欠かせない WIPO3、パリ条約、ベルヌ条約、TRIPS4など国際条約が論じてある。

小野昌延『知的所有権 Q&A100 のポイント』(1989)では、知的所有権 C とはどのような権利か、知的所有権の保護はなぜ必要なのか、アメリカ はなぜ知的所有権の保護を重要視しているかがていねいに説明してある。 同書では、アメリカは 1960 年代の初めより国際競争力が低下する一方で、1983 年初頭以降には赤字幅が急速に拡大するなどの原因を背景に、国際的優位を維持する唯一の方策として知的所有権の保護強化を図り、1995 年にWTO 協定付属書 IC として知的所有権保護の国際的なルールを成立させたと指摘する。他に小野昌延は通商協議におけるアメリカの知的所有権保護の要請や、GATT (関税貿易一般協定)交渉での TRIPS の協議が、知的財産権保護への動きを加速化したが、このような動きがあってもなくても、知的財産権の保護は社会発展のために本来的に必要なのであると指摘する。氏は、これは国際的潮流だと言う。

一方、無体物という視点から知的財産権と知的財産を解釈した遠矢浩規「知的財産権摩擦の構造—先進国間・南北間の国際利潤移転」(2013)で

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> World Intellectual Property Organization の略で世界知的所有権機関である。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> Trade Related Aspects of international Property Rights の略で知的所有権の貿易関連の側面に関する協定である。

<sup>5</sup> 日本知的財産基本法によって、知的財産権は知的所有権とも呼ばれる。詳細は第1章で論じる。本章では、それぞれ文献に明記されている用語のまま紹介することから、知的財産権と知的所有権を混用して書いている。

は、無体物は、占有することが不可能であり(非排除性)、他人がこれを利用したからといってその価値が減じるものではない(非競合性)。したがって無体物は「公共財」(public goods)であると論述した。先進国と途上国間の知的財産に対しての異なる視点を示すと同時に、知的財産権と知的所有権用語の背景についても明らかにした。ここで非排他性という用語が出てきたが、丸島儀一も『知的財産戦略』(2011)で知的財産の中で知財力にとって、最も重要なのが特許権であって、特許権の本質は排他性を持つと示している。相手にとって特許権が大切な財産であればあるほど、相手に排他権として行使したいと考えると指摘する。特許権は国が与える権利であるため、それを消すには権利を無効化するか、ライセンスを受けるか、相対的知財力の強さによる交渉などで自分が使えるように立場をつくるしかないと言う。多くの場合にはライセンスを受けることが多いので、模造品や海賊版横行ひとつの原因として考えられる。

他に、日本語の文献と中国語文献を比較することで知的財産権に関する用語及び規定上で相違点があることが確認できる。中国と日本両国とも漢字圏国であるが、同じ漢字でもそれぞれ意味が違う場合が結構ある。知的財産権用語も同じで、日本の「特許」は中国では「専利(专利)」である。中国では「特許」という単語の意味は「特別の許可」を受けて特定の商品を独占的に販売したり、特定のサービスを独占的に提供したりすることを示すものであって、日本の「特許」とは違う意味になる。また、知的財産法の規定上では、日本での「実用新案法」と「意匠法」が独立して規定されていることと違って、「専利法」の中で規定され、「専利法」によって保護されている。ここで「実用新案法」は「実用新型(实用新型)」といい、「意匠」は「外観設計(外观设计)」という。他に「知的財産権」は中国で「知識産権(知识产权)」)である。所管機関も違って、日本の知的財産権のうち、特許、意匠、実用新案、商標は特許庁で管理しているが、日本の特許と同じ意味である「専利」だけが「国家知識産権局」で管理されてい

る。以上の概念を基に第1章の第で本論文の知的財産権紛争を考察するに 当たって基本にある知的財産権および国際条約の概念を明らかにしようと 思う。

#### 第2項 知的財産権の保護に関する文献

次に知的財産権の保護に関する文献を挙げる。中川涼司は論文「中国対外経済政策決定過程研究の新動向および米中経済交渉議題の変化」(2011)で米中通商協定において、知的財産権の保護問題は 1979 年からすでには重要な課題であったとする。米中知的財産権保護に関する摩擦・交渉を重ねる過程で、中国国内の知的財産権保護に関わる法制度の整備が進んで整えられてはいるが,執行措置が問題で、法整備の一方で目立ってきたのが,地方政府等に対するガバナンスの弱さであると指摘した。中国は 1992 年にベルヌ条約と万国著作権条約(UCC)に加盟,1994 年には特許協力条約(PTT)にも加盟したものの、その後の著作権侵害は減るどころかむしろ増加したことは法の未整備というよりも執行機関や司法機関が脆弱であったことによると指摘している。他に中国との為替管理政策による問題背景はアメリカの貿易収支不均衡であることを明らかにした。

佐伯英隆「TRIP 交渉の現状と特色」では、米国が多国間交渉により国際的知的財産権保護ルールの整備・強化を図るための方針を実現するための交渉開始に至る経緯から、交渉開始後世界中に出願される特許のほとんどを有している先進国と発展途上国の対立と紛争処理手続きにおいて異なる主張を述べる。知的財産権保護制度が発展充実することは、発展途上国にとっても外国からの投資や技術移転を拡大させるという利益があるとして、日本という先進国の立場から TRIPS の重要性を強調した。同じく、山口直樹も『グローバル経済における知的所有権保護』(2001) で、WTOのTRIPS 協定は知的所有権の国際的な強化と調和化を推し進める第一歩として画期的なもので、発展途上国においても、知的所有権の保護がとても

必要であることを強調している。米国などの先進国などからの外圧により、アジア NIEs 諸国などのように積極的に知的所有権の保護を整備・強化している国もあるが、世界的な保護強化が与えた影響は国際レベルにおいてイノベーション活動の活発化が促進され、途上国のニーズにあった技術開発などが促されるプラス面もあるだろうが、知的所有権の保護強化は先進国企業の技術独占につながり、製品価格やライセンシング・ロイヤルティーの上昇を招き、先進国と発展途上国との間の技術格差が一層拡大してしまうマイナス影響もあると説明した。また、多くの発展途上国では、TRIPS協定の履行期限(2000年1月)までに急ピッチで知的所有権法制度の整備がなされたが、TRIPS協定を履行するための法整備を行うので精一杯であり、権利行使の実効性と言う面では、いまだ不十分な状況であると述べながら、知的財産権の保護強化が発展途上国に与える影響とその課題に重点をおいた。

南亮進,牧野文夫『中国経済入門[第2版]:世界の工場から世界の市場へ』(2005)では、知的財産権の保護問題は、国交正常化以降の米中関係の大きな争点の一つであるとする。その背景には社会主義制度下の中国では、知的生産物はある種の公共財としてみられがちであるので、こうした慣習は市場化改革以降も根強く残っており、知的所有権の侵害事件が後を絶たないと見ている一方、知的所有権をめぐる交渉の過程において、中国は結果的には譲歩してきたが、国際的規範に照合して政策を確立するほうが中国の根本利益になると判断したからだと説明した。

ここでは、中国の経済には制度的な問題が大きく影響していることがわ かる。知的所有権をめぐって、どのような社会制度的な要素が影響を与え ているか、どうやって改革していくべきかが研究課題となる。

以上、知的財産権に関連する基礎的な概念から国際条約においての役割、 知的財産権をめぐる先進国と途上国の対立などから、その重要性が十分に 理解される。知的財産権をめぐる米中経済摩擦については次のいくつかの 文献があげられる。そこでさらに両国の知的財産権問題を明らかにしたい。

#### 第3項 米中経済摩擦に関する文献

米中経済摩擦について、もっとも代表的な文献として、大橋英夫『米中経済摩擦:中国経済の国際展開』(1998)があげられる。本書では国交正常化までの米中経済関係から米中国交正常化と経済交流の拡大、米中通商協定の締結過程と貿易摩擦、スペシャル301条と知的所有権などについて、詳細に論じている。

1989 年の時世界に大きな衝撃を与えた中国の天安門事件にも触れなが ら MFN 更新をめぐる米中関係を論述し、1950年ごろから国交正常化にい たるまでの米中関係と国交正常化と改革開放による経済交流の拡大および 米中通商協定の締結過程が示されている。第8章では、スペシャル301条 と知的所有権交渉について取り上げられているが、1989年米中知的所有権 覚書から 1996 年米中知的所有権合意までの過程と制度的なことが詳しく 叙述されてある。大橋英夫は中国経済の国際展開と不可分の関係にあるア メリカとの経済摩擦と取り上げ、中国の改革・開放を再検討するためのひ とつの手がかりとすると同時に、内外の経済システムの相違点を鮮明にし ながら、伝統的な国際システムが国際規範を受容し、国際規範との収斂に 努める国内諸改革の方向性を明らかにした。長い時間に渡って行われる米 中的所有権交渉を通して中国は国際規範やルールの重要性を再認識し、知 的所有権の保護体制を構築する過程を通して、国際規範やルールへの関与 をさらに強めることができたが、中国経済の国際展開にあたっては、国際 規範やルールは不可欠な条件であると論述した。国際的な知的所有権レジ ー ム へ の 関 与 を 強 め る こ と に よ り 、 中 国 の 知 的 所 有 権 の 保 護 体 制 が ア ジ ア でも有数のレベルに達したと大橋英夫は強調した。

確かに、知的所有権についての概念が乏しい発展途上国である中国が、 「外圧」により「ベルヌ条約」など短期間にいろいろな国際条約に相次い で加盟することでかなりの整備が進められてきたが、その実行過程においてはさまざまな問題がみられているし、知的財産権をめぐる米中経済摩擦はいまだに争点として注目を集めている。この文献では主に 90 年代を中心に米中の国際展開と知的所有権交渉をめぐる制度的な部分が取り上げられている。

制度的な面では、胡東寧の論文も参考になる。「米中通商問題と中国の対 外貿易体制改革 一知的財産権問題を中心に一」(2003)という論文で、 胡東寧は米中知的財産権紛争の対象を明らかにした。製造コストが国際販 売価格の約10%とかなり安く中国で生産された音楽 CD Laser Disk、映画、 コンピュータ・ソフトウェア、書籍など知的財産権に関する製品が、中国 の国内にとどまらず、香港等第3国・地域へも広がりを見せ、中国で数多 く生産されている海賊版製品により、元の生産企業は競争力が奪われ、市 場と利潤を失うことが心配されると指摘する。また、論文では、米中交渉 で、中国側はアメリカ側が定期的な調査結果の報告を要求したことに対し て、内政干渉だと調査結果の報告を拒否する一方、国土が広く、全面的な 調査の実行は不可能であること、同時に複製行為は中国の「社会的現象」 であり、中国は発展途上国であるので、先進諸国からの配慮を受けるべき だと主張するとする。一方、アメリカ側は中国の知的財産権保護における 法的整備は完璧であるが、真剣に実行していないと指摘し、政府は南部沿 海地域に対して無力ではないと主張するなど激しい対立が書かれている。 胡東寧は、米中知的財産権をめぐる紛争は中国の対外貿易体制改革の深化 や対外開放の拡大にも影響を及ぼしていると言う。今後、知的財産権に関 する法律は、TRIPS及び国際ルールにかなう国民経済の全体の利益に結び つく法体系の確立に向けて改革・補完・調整を行わなければならないと強 調していた。なお、胡東寧は米中知的財産権をめぐる問題の争点である海 賊版製品を取り上げ、両国の対立する主張から米中知的財産権問題が中国 の対外貿易体制改革の深化や対外開放の拡大に影響あることを指摘し、そ

の改革における今後の課題と知的財産権制度改革の課題をあきらかにした。 胡東寧の論文ではアメリカがなぜ海賊版製品に注目しているかが説明され ていないので、その点を本論文で補足していこうと思う。

また、中逵啓示「知的所有権関連法制定を巡る米中通商摩擦」(2011) も、知的所有権問題が米中経済関係の最大の懸案だと明記し、1992年 1 月中旬まで続いた知的所有権を巡る米中交渉について論じている。それは、 カセットテープや CD の海賊版、コンピュータ・ソフトの不法コピー、高 級ブランド商品の商標無断使用偽造品などが各国で大量に出回ることが知 的所有権問題になっていたからである。知的所有権に関する法整備がほと んど進んでいない途上国で医療関係の特許や工業所有権に関する多額のロ ーヤリティを支払う用意もなく、厳格な知的所有権保護は先進国の技術的 優位を維持し、途上国の経済的従属関係を恒常化させると主張しているに も関わらず、アメリカが外圧で交渉相手国の知的所有権に関する国内法を 制定させていったのは、知的所有権を世界で最も多く有しているのがアメ リカであり、莫大なローヤリティがアメリカの国際収支の大幅な改善に繋 がるとする背景があったことを明らかにした。また、知的所有権問題に関 する TRIPS という「権威」とスペシャル 301 条という「権力」の両方を 持つ米国政府を「攻撃的経済国際主義」とも呼んでいた。アメリカはこの 「権威」を利用し、「権力」行使の圧力をもとに、中国の知的所有権に関す る条例整備へ働きを掛け、ベルヌ条約などの国際条約への加盟を強く要求 したが、この背景について中達啓示は対中貿易赤字を削減するとともに、 米企業による中国市場への参入を図り、中国政府の行動を国際的ルールに 沿ったものにしようとする「攻撃的国際主義」が存在する国益増進が目的 だと指摘した。また、中国は「外圧」により知的所有権関連法の整備が行 われたが、中国においては法律の整備とその執行は全く別物であることを 明らかにしていた。

秋山憲治「米中貿易摩擦と今後の行方」(2006)は米中貿易摩擦を分析

して、今後起こる可能性について論じる中で、知的財産権をめぐる米中の摩擦が大きな紛争となっていると明記した。中国の対米輸出問題としていつも話題になっている繊維製品問題取り上げられているが、労働集約製品から製造業分野で強い競争力を持ち始めたときには、自動車が中国の輸出産業になり、対米摩擦は深刻になる恐れがある一方、加熱経済が懸念されると論述した。また貿易収支の不均衡と人民元の切り上げの問題も相変わらず問題になるなか、現在、世界の模造品や海賊版の多くが中国で作られており、知的財産権を侵害しているということで今後も知的財産権侵害をめぐる米中摩擦が、法律の実効ある実施をめぐって大きなテーマになることを明らかにした。中国はWTOに加盟するに際し、TRIPS協定を承認し、国際レベルの法的整備を行い、中国政府は侵害に対して取り締まり強化にも乗り出していたが、模造品や海賊版が減らないし、むしろほぼすべての工業製品に及び、巧妙になり、実態は悪化していることについて、中国の法律が整備されても、解釈や運用に問題も多く、実質的な効果を持つか疑問視されている。

秋山は、この件の背景について、中央政府の取り組み強化の意向に反し、地方政府は地域振興のために知的財産権侵害の取り締まりに熱心でないことと、中国の貧困問題や模倣に対する社会的な価値観があって、模倣は悪なのか、むしろ模倣は学習だという意識が強いと、日本の例をあげながら論述した。また、所得水準の低い途上国では、特許料を支払うことが難しいし、支払って製品を作っても、割高な製品は売れないという現実だが、米国はいっそうの取り締まり強化と罰則の強化を求めてくるということで、摩擦は続くという見解である。中国は、1990年代から現在に至るまで、高度経済成長をたどり、巨大な輸出国となり、世界各国と摩擦を引き起こす可能性が大きいし、中国と米国の関係は、経済的には市場経済という基本原理がありながら、政治的には資本主義国と社会主義国であるゆえ、中国は国内に大きな経済格差を抱え、発展が不均衡な途上大国である異なる性

質も論じている。また、両国の摩擦が深刻な状態になったとき、影響は米中二国だけでなく、日本を含めて全世界に及ぶので、米中間の摩擦をいかに小さくするか、あるいは回避するかは世界的な問題になると指摘した。

秋山憲治は本論文で、貿易摩擦が起きる原因と背景を最新のデータで分析し、今後の行方を語っているが、知的財産権については整備された知的財産権関連法と米中交渉については詳しく論じてなく、なぜ模造品や海賊版が減らないかその原因の説明を行い、社会主義と資本主義の政治観点からも米中貿易摩擦をみていた。本稿では秋山の知的財産権に関連する原因などを参考に、行われた制度的な面の交渉などについてさらに考察を行いたい6。

丸山亮「TRIPS 協定と APEC の役割」(2000) は TRIPS の履行状況、特徴及び APEC での役割について論述している。TRIPS はパリ条約やベルヌ条約とともに世界的な知的財産保護のあり方を規定しているもので、この協定によって、世界の知的財産権保護の水準が一気に向上したと述べてある。APEC は広範囲にわたる国と地域が経済協力という目的のために構成している協定で、1989 年から知的財産の保護に力点が置かれて、その後は APEC 知的所有権専門家会合が開かれ TRIPS 協定の重要な役割を認識させるなど役割を果たしたし、世界多くの国で深刻化されている模倣品、不正商品など知的所有権に関して共同行動をとっている。丸山亮は、TRIPS は 21 世紀も国際的な知的財産権制度を支える重要な枠組みで、世界がさまざまな環境制約のなかで持続的な経済発展を遂げていくために、知的所有権の濫用は許されないと強調した。知的財産権保護は、APEC でも重要視する重要な課題であることが論述されている。

以上の文献は、知的財産権をめぐる米中経済摩擦を中心に論じたもので、 いろんな角度から分析されているが、明らかなのは知的財産権の問題は長

<sup>6</sup> 他に米中経済摩擦について論述している文献としては、陳友駿「米中経済 摩擦」があげられる。陳友駿『米中経済摩擦』2011年。

い時間に渡ってずっと紛争の争点になっているし、これからも注目を浴びる争点になろうということである。中国は途上国として様々な問題を抱えていながら、先進国であるアメリカの「外圧」により、法制度を整備したりしたが、この紛争をめぐるどのような知財戦略を取ればいいかを研究するために、これに関連する文献を次に取り上げる。

#### 第 4 項 知的財産権戦略に関する文献

ジャーナリスト吉野祐「知的財産の壁に直面する中国(上)」(2006)は世界週報に発表した論文で、海外に左右されない中国独自の規格製品を開発すると、外資系メーカーも無視できなくなるし、海外から特許料収入を大逆流させ、中国の知的財産権に向かっての戦略になるはずだと述べている。開発費の負担が重いことが問題になるが、吉野祐は、高い特許から脱出でき、知的財産権保護への戦略は独自規格を開発することだと明らかにした。

中国は製造業分野で強い競争力を持ち始めたので、吉野祐が論じたような独自規格は十分に可能であり、中国の戦略になりそうだが、それからの動きをもっと調べて、戦略の可能性について考察する。

李遠と徐玉娟(2006)は知的財産権保護に関して、中国国内でも職務発明について発明者が所属している組織が得た利益の 50%まで報奨金として支給することができ、国有財産や集団所有財産を最優先に保護するという当初の立法趣旨から、新たな規定が盛り込まれたと述べた。特許改正において、発明者にインセンティブを与えるという観点から、奨励金、請求権、報酬請求権など職務発明制度を導入され、日本並み、それ以上に整備される職務発明制度だと論じている。

これは、国内の職員たちの熱意とやる気を呼び起こすと同時に、模倣品増加もある程度防ぐことができると思う。ここでは白酒メーカー五糧液を 一事例だけ挙げているが、類似な事例をさらに探りながら、国内法整備の 面を詳しく調べていく。

IPトレーディング・ジャパン株式会社「中国知的財産管理実務ハンドブック」(2006)でも、中国の知的財産戦略が論述されてある。その一つの戦略は国内ハイテク産業への注力である。中国の国務院は53ヶ所の国家級ハイテク産業開発区を相次いで設立し、科学技術成果の商品化・産業化を実現する上で必要な環境を創り出すと同時に中国産業発展に大きな影響を与えている。もう一つは知識財産関連人材の育成だと述べてある。人材育成は「国家知的財産保護戦略」の一つであって、知的財産権創造、管理と保護の領域において素質の高い人材を育成し、研究能力が高く、知的財産国際ルールに精通し実務能力の高い人材を有することである。

知的財産権制度の面で戦略としては、李明徳、白洲一新「中国国家知的財産権戦略綱要の概要と今後の課題」が参考になる。この論文では知的財産権戦略の制定過程で知的財産権の司法体制の改革について、「三審合一」、知財(特許)控訴法院の設置、専利(特許)復審委員会及び商標評価委員会を準司法機関として認定することが議論された。「三審合一」とは民事、行政、刑事事件を統一知的財産権審判廷に受理することである。しかしながら「三審合一」の実現には訴訟法及び法院組織上の問題の解決が不可決であるため、一日二日で実現するものではない。「三審合一」の実現に向けて、本論文で可能性をさぐってみようと思う。

#### 第 5 項 中国における先行研究

中国語の文献では主に本論文と繋がりが最も強いと思われる3冊を取り上げて考察する。

まず、陳泰鋒は『中美貿易摩擦』(2005)で、米中貿易関係は必ずしも 経済問題ではなく、政治的要因も絡まっており、世界の二つの大きな貿易 体として、貿易で生じる摩擦は一般的な現象だと論述した。改革開放以来 中国の対外貿易の飛躍的な成長とともに、外国との経済摩擦は徐々に激烈 化され、アンチダンピング、セーフカードなど案件が多発しているが、その根本的な原因は国際貿易の保護主義の存在であると陳泰鋒は説明を行っている。また、中国自身の経済構造、体制と政策面に存在する問題も貿易摩擦を引起し易いと指摘した。未完成の市場経済と開放経済体制、政府と企業の関係、国際ルールと知的財産権への認識不足などが経済摩擦を引き起こす一つの原因になるのである。

本書では主に中国とアメリカの経済発展から経済摩擦の経緯と現状についての分析が行われている。この文献では中国が WTO 加盟後、経済面で急成長を遂げ、アメリカの最大貿易相手となって相互補完役割があることを明らかにした。両国の緊密な貿易関係を商品構造によってデータで示し、WTO 加盟直後の両国の動きから米中摩擦状況と WTO 枠組みでの両国の貿易紛争について論じている。本稿では、WTO 加盟以前の米中貿易摩擦状況と 2004 以降の行方について、さらに考察していきたい。

展平など4人の著者が共同で書いた『WTO 知的財産権協定常識問題』(2003)では、TRIPS協定について、中国の国民の知的財産権の保護意識を強化させると同時に知的財産権知識を普及させることに視点をおいている。TRIPS協定は、主に知的財産権の多い国の利益を反映している。発展途上国では伝統文化、民間文化、生物多様性、地理標識などの保護面では、目前の協定からは十分に現れていないので、発展途上国はいつも訴訟される立場になりがちだと指摘した。

以上の内容から、経済力のある経済大国は自分の意思で、自国に有利な制度を作りつつあり、発展途上国をコントロールしていることがわかる。もちろん、発展途上国として経済も落ちているし、制度の面でも不備ではあるが、先進国並みの条件で要求されると、いつも受身状態になるのではないかと思っている。知的財産権保護に関して、発展途上国が主導になれる戦略、或いは、政策面と知的財産権保護を行うにあったての問題点を本稿でまとめていく。

アメリカの国内法スペシャル 301条に関しては、李明徳の『スペシャル 301条と中米知的財産権紛争』(2000)で詳細な説明が行われている。スペシャル 301条は知的財財産権に関する条約で、その目的は外国政府からアメリカ知的財産権を保護するために作られたものである。李明徳はスペシャル 301条について、立法由来から米中知的財産紛争へまで、制度的な面から論じてある。1991年から米中知的財産権関連紛争はずっと世界に注目され、1992年、1995年、1996年にそれぞれ知的財産権保護に関する交渉が行われた。この書ではスペシャル 301条が誕生してから 1999年まで、知的財産権をめぐる中国とアメリカの交渉過程を詳しく論述することにより、国際的な知的財産権に関する認識を高め、アメリカの貿易戦略に対応できるようになり、次に行われる米中知的財産権保護の交渉で役に立つと述べていた。

この書では、スペシャル 301 条に関しては、詳細に論じてあるが、米中知的財産権紛争については 3 回の交渉を主に扱っている。これらの内容を参考に 1999 年以降に引き続き問題になっている米中知的財産権紛争がどのように展開しているか、さらに研究を行う。

以上、中国語文献の中で、本論文との繋がりが最も強いと思われる3冊を取り上げて考察した。

#### 第3節 先行研究のまとめと本論文の視点

本章では、中国の対米通商政策に関する先行研究として、各国の文献を基に検討を行ったが、米中通商問題に関わる文献は日本と中国両方とも多くなかった。米中知的財産権をめぐる文献はさらに少なく、法制度や政策の視点からの文献がほとんどで、貿易視点からの文献は極めて少なかった。日本は先進国として知的財産権を重視してはいるが、第3国として米中の通商問題を扱う学者は少ないと見られる。また、中国では知的財産権保護については、歴史が浅く、知的財産権が重視されたのも最近のことで、知

的財産権を取り上げる学者がまだ少ない面がある一方、国の規制により情報入手が難しいからだと考えられる。

以上取り上げた文献からみると、米中通商摩擦のなかで特に争点になるのが知的財産権紛争である。知的財産権制度に関しては国際条約としてWIPO、パリ条約、ベルヌ条約、TRIPS など国際条約が挙げられるし、アメリカの国内法としてスペシャル 301条がある。いずれも知的財産を多く保有しているアメリカを始めとする先進国が、自国の知的財産権を保護するための規制とみられる。知的財産権をめぐって先進国と途上国間で起きる紛争のなかではアメリカと中国が多く、一番注目を集めている。スペシャル 301条をめぐる米中知的財産権紛争は長時間わたって何回も交渉が行われているが、法的制度などは高いレベルに整備されてはいるが、いまだに焦点になる模造品、海賊版製品はなかなか減らない状態である。WTO加盟後の中国は今後も続いてアメリカと知的財産権保護をめぐって紛争が起きるとみられる。

資本主義のアメリカと違って、中国は中国共産党が指導する社会主義体制の国である。知的財産権保護に関する法的制度は共産党の枠で制定される。中国の文献では制度的な内容が多く、事実関係が弱い面がみられた。

本論文では、事実関係の面に視点をおいて、米中知的財産権紛争と知的 財産権関連規制の実効について、中国側からその原因をさらに探ってみる。 また、知的財産権紛争の争点になる対象をあきらかにし、貿易の面から分 析していこうと思う。

## 第4節 論文の構成

この節では、本論文の各章の構成およびその内容について簡略に述べる こととする。

本論文は序章から終章まで、全部で7つの章に構成される。

序章では本論文のテーマである知的財産権をめぐる米中摩擦の研究背

景と目的について明らかにした。先行研究では本論文の基本となる知的財産権関連用語の定義、種類そして本論文の基礎になる部分も詳しく分析した。

第1章は本論文の知的財産権紛争を考察するに当たって基本にある知的 財産権定義、特徴および国際条約の概念を明らかにし、知的財産権制度の 中国の知的財産権制度の流れを考察しながら、米中知的財産権紛争の関連 性をさぐる。

第2章では米中経済関係の展開から両国の貿易摩擦原因及び問題点を提示する。貿易視点から貿易関係と知的財産権紛争との関連性を考察する。

第3章は5つの節に構成され、WTO加盟以前の米中間知的財産権紛争の展開について論じる。

第4章では第3章に続けて、WTO加盟後の米中知的財産権紛争を考察することで、WTO加盟後と加盟以前を比較して本論文の中心でもある知的財産権紛の特徴を明らかにする。

第 5 章は第 1,2,3,4 章の研究内容をふまえて、知的財産権紛争に対する中国側の戦略を導く。とくに知的財産権紛争処理方法で提示されている「三審合一裁判モデル」の可能性および適切さについて考察するとともに、知的財産権不備の背景を明らかにする。

最後に、終章で中国の知的財産権戦略の課題を提示する。知的財産権制度においての戦略が模索されているが、そのほかに強みのある知的財産権戦略を課題として考察しつづける。

# 第1章 知的財産権概念および知的財産権制度の設立 第1節 知的財産とは

中国での知的財産権とは、通常人々が頭脳活動【脳力労働】を通じて 創り上げた知的成果【智力成果】に対して法律に基づいて有する権利を指 す。中国の民法通則7では知的財産権を物権、債権と並列した独立の民事権 利として位置づけ、その他の民事権利と比べると、①知的財産権は人々が 創造性労働により取得した知的成果に対して有する所有権である、②知的 財産権は独占的実施権を核心とする専有的権利である、③知的財産権は人 身権と財産権の2つの性質を持っている、④知的財産権は時間と地域の制 限を受ける、などの特徴を持っている8。

中国では、知的財産権は通常工業所有権と著作権という2つの部分に分けられており、また、中国の「民法通則」、「著作権法」【版権】、「商標権」、「特許法」等の国内法令によると、知的財産権の範囲(図表 1-1)には、①著作権とその隣接権、②特許権、③商標権、④商号、原産地等の標記名称に関する権利、⑤技術秘密、営業秘密などを含む営業秘密、⑥集積回路配置設計に関する権利、⑦植物新品種権、などの権利が含まれる。なお、中国における「特許」の内容は、米国特許法における「patent」と類似しており、日本特許とは違う意味を持っている。中国と日本両国とも漢字圏国であるが、同じ漢字でもそれぞれ意味が違う場合が結構ある。知的財産権用語も同じく、日本の「特許」は中国では「専利(专利)」である。中国では「特許」という単語の意味は「特別の許可」を受けて特定の商品を独占的に販売したり、特定のサービスを独占的に提供したりすることを示すものであって、日本の「特許」とは違う意味になる。日本で特許法における特許、実用新案及び意匠権は中国では特許法の中に定められている。以上をまとめると、図表 1-1 のようになる。

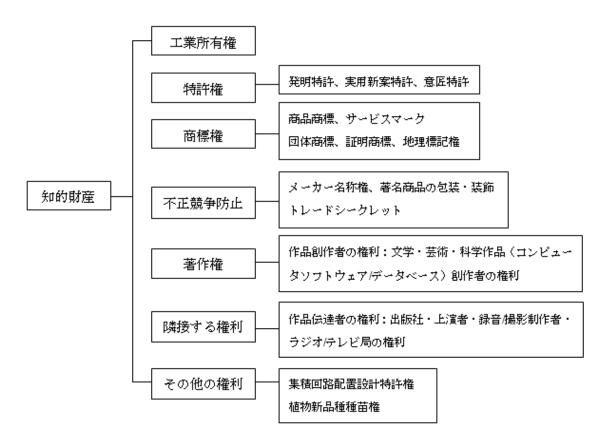
また、知的財産法の規定上では、日本での「実用新案法」と「意匠法」 が独立して規定されていることと違って、「専利法」の中で規定され、「専

<sup>7《</sup>中华人民共和国民法通则》第一百一十八条、中国民事活動での共同性問題に対して定められた法律規定であって、民法体系の一つの法律である。1986年4月12日に第6期全国人民代行大会第4回会議で制定され、1987年1月1日に施行された。全部9章で156条になる。

<sup>8</sup> IPトレーディング・ジャパン株式会社『中国知的財産管理実務ハンドブック』中央経済社,2006年,39頁

利法」によって保護されている。ここで「実用新案法」は「実用新型(实用新型)」といい、「意匠」は「外観設計(外观设计)」という。他に「知的財産権」は中国で「知識産権(知识产权)」)である。所管機関も違って、日本の知的財産権のうち、特許、意匠、実用新案、商標は特許庁で管理しているが、日本の特許と同じ意味である「専利」だけが「国家知識産権局」で管理されている。以上の概念を基に第1章で本論文の知的財産権紛争を考察するに当たって基本にある知的財産権および国際条約の概念を明らかにしようと思う。

図表 1-1 中国の知的財産権の保護範囲



出所: IPトレーディング・ジャパン株式会社 (2006)『中国知的財産管理実務務ハンドブック』(中央経済社) 40 頁より作成

#### 第2節 知的財産権に関する国際条約

知的財産権に関する国際的なルール作りは、知的財産権に関する唯一の国連専門機関である「世界知的所有権機関」WIPO(World Intellec・

tual Property Organization)を中心に行われてきた。WIPO は、1967年にストックホルムで調印された WIPO 設立条約に基づいて 1970年に発足した国連の専門機関の一つであり、本部をジュネーブに置いている。現在、締約国は 170 カ国を超えている。WIPO の目的は、全世界にわたる知的所有権の保護の促進とパリ条約やベルヌ条約など関連条約の管理の 2点ある9。

「パリ条約」とは、工業所有権の保護に関するパリ条約といい、1883年3月20日に成立し、1884年7月7日に発行したものである。その後、数次の改正を経た、工業所有権の保護に関する最も重要かつ基本的な条約で、現在加盟国は150カ国を超えている。パリ条約の保護対象は、工業所有権、すなわち特許、実用新案、意匠、商標、サービスマーク、商号、原産地表示または原産地名称および不正競争の防止の全般に及ぶ。また、工業所有権には、工業、商業だけでなく、農業および採取産業の分野や、天然の産品も含まれる。パリ条約は、各国の国内法による工業所有権保護の最低限度のルールを定めたもので、①外国人を内国人と差別せずに保護すること(内国民待遇の原則)、②外国に出願するときには「優先権」を相互に認めて出願人の便宜をはかること(優先権制度)③工業所有権は各国ごとに独立しており、お互いに従属性がないこと(権利独立の原則)を、その3大原則としている10。

「ベルヌ条約」は、1886年に成立し、数次の改正を経た、著作権の国際的保護を目的とするもっとも重要かつ基本的な条約で、現在、加盟国は140カ国を超えている。ベルヌ条約は、著作権や著作者人格権を国際的に保護するという思想のもとに、①外国人を内国人と差別せずに保護すること(内国民待遇の原則)、②著作権の成立につき、いかなる方式も要求しないこと

<sup>9</sup> 小野昌延『知的所有権 Q&A のポイント』有斐閣, 1989年, 2~36頁。 10日本工業所有権法学会編『GATT と知的財産権』有斐閣, 日本工業所有権法

(無方式主義)などを定めている11。

知的所有権において「パリ条約」と「ベルヌ条約」二つの国際条約以外に、次の協定が多く取り上げられている。

「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS 協定、Trade Related Aspects of international Property Rights)は、GATT(関税貿易一般協定)、GATS(サービス貿易一般協定)と並んで WTO(世界貿易機関)を支える重要な協定で、パリ条約やベルヌ条約とともに、今日の世界的な知的財産保護のあり方を規定している。この協定によって、世界の知的財産保護の水準は一気に向上した。TRIPS 協定は、世界貿易機関(WTO)設立協定の付属書として 1994 年に成立し、パリ条約とベルヌ条約の主要部分をそのまま取り込み、これをさらに進めて、知的財産権全般について実体面でハーモナイゼーションを強化しようとするものである12。

知的財産権に関するルール作りは、先述の WIPO を中心に行われてきたが、TRIPS 協定は、WIPO ではなく、1986年に貿易機関であるガット(GATT = 関税と貿易に関する一般協定)のウルグアイ・ラウンドにおいて知的財産権が交渉項目に組み入れられて以来、ガットの場で TRIPS として交渉され、成立に至ったものである。交渉の場にガットが選ばれたのは、主としてアメリカの強い要望によるもので、その理由としては、①WIPO ではルール違反に対して弱い制裁しかとれないのに対して、ガットではアメリカの強力な経済力を背景に、経済制裁を加えることができること、②WIPOでの決定は全会一致の承諾が要求され、途上国に不利なルールが採択されないのに対して、ガットでは他の分野の交渉項目とパックで取引が可能であったことなどがあげられる13。

<sup>11</sup>吉野祐「知的財産の壁に直面する中国(上)」『世界週報』 2006 年, 28~29 頁。

<sup>12</sup>南亮進,牧野文夫『中国経済入門[第2版]:世界の工場から世界の市場へ』 日本評論社,2005年,181頁。

<sup>13</sup>大橋英夫『米中経済摩擦 : 中国経済の国際展開』勁草書房, 1998年, 48頁, 194頁。

#### 第3節 知的財産権とアメリカ経済

現在、知的所有権をめぐる問題は、アメリカの最大の通商問題として注目されている。知的所有権に関する製品は音楽 CD、Laser Disk、映画、コンピュータ・ソフトウェア、書籍などが含まれる。アメリカは中国で数多く生産されている海賊版製品により、元の生産企業は競争力が奪われ、市場と利潤を失うことと同時に、海賊版製品が第3国・地域へ輸出されることを心配している。

第二次世界大戦以来、科学技術はアメリカ経済発展の中で大きな役割を 果しつつあった。技術、情報と関連サービス業の経済発展での作用は先端 技術、新しい情報と人類創造性成果である著作権、特許、商業秘密、商標 などに現れ、社会の重要な財産になってきた。統計によると、50年代に、 アメリカ対外輸出に占める知的所有権の割合は 10%に過ぎなかったが、90 年代末になってから、知的所有権の割合は対外輸出の50%近くになった。 アメリカには、アメリカ出版商協会、商業ソフト連盟、ゲームソフト協 会、アメリカ録画業協会、全国音楽出版協会、アメリカ映画協会、アメリ カ映画発行協会など七つの著作産業組織で構成された「国際知的所有権連 盟」がある。この組織では、1990年、1992年、1993年、1995年、1996 年、1998年にそれぞれ「アメリカ経済での著作産業」という報告書を発表 した。これはアメリカ経済の中での著作産業の地位を示している。「国際知 的所有権連盟」はアメリカ著作権産業を四つに分けられる。第1は、映像 業、音楽録音業、書籍、雑誌、新聞出版業、コンピュータ・ソフト業、映 画館、広告業、およびテレビ、衛星放送など産業が含まれる「核心著作産 業」、第2は、繊維製品や建築物のように部分的に著作権を持っている「部 分著作産業」、第 3 は、著作権を持つようになる商品を企業と消費者に販 売する「発行業」、第 4 は、コンピュータ、ラジオ、テレビ、ビデオなど 設備を生産修理する「著作権関連産業」である。

著作権、特許、商標などの知的所有権は、アメリカ経済にとって最大の資産となっている。1995年には、コンピュータ・ソフトやハリウッド映画に代表される著作権産業(copyright industries)は、アメリカの他の産業の3倍ペースで成長しており、アメリカ経済にGDPの6%に相当する4,000億ドルの寄与をなしている最大の資産となっている。また著作権産業の就業者数はアメリカの全雇用の5%以上を占めており、これは自動車産業の雇用にほぼ匹敵する規模となっているし、なかでもコンピュータ・ソフト産業は世界の75%の市場シェアを占めており、年間6万人の雇用機会を創出しているので、アメリカでは民間企業のみならず、政府も知的所有権の保護に関して並々ならぬ努力を傾けてきた。

#### 第4節 知的財産権制度の歴史

知識への追求は人類の生活の一部であって、このような追求は過去何世紀に渡ってさまざまな形に現れた。中世ヨーロッパにおいて、先見の明のある国王や政治家が報償又は恩恵の手段として特許を付与することがあったが、あくまでも制度として確立していた訳ではなかった。近代特許制度はヴェネチアで誕生し、イギリスで発展したといわれている。

1443年には発明に対して、特許が与えられたとされるが、1474年に世界最初の成文特許法として「ヴェネチア共和国発明者条例」が公布された。この法案には「もし発明が認定され有効になる場合には、技術発明者と購買者とも十年の所有権持つことができる」と定められてあった。1624年「専売条例」が成文特許法として制定され、これにより今日に至る特許制度の基本的な考え方が明確化されたといわれる14。イギリスから独立したアメリカにおいては、自主的な特許制度の確立が課題であり。1787年の連邦憲

<sup>14</sup> 国家知识产权局『未来知识产权制度的愿景』知识产权出版社,2008年 15 頁

法の制定においては、「議会は著作者および発明者に対して、一定期間それぞれの著作および発明について排他的権利を保証することにより、科学及び有用な技術の進歩を図る権限を有する」との規定が設けられた。この憲法の規定に基づいて、1790年特許法が制定された。一方、日本では、明治維新後、近代化が急務との観点から、特許制度整備の必要性が認識され、1885年(明治 18 年)4月 18 日「専売特許条例」が公布された15。

ここで分かるように、世界で最初に公布されたヴェネチアの特許法は、 今から 570 年以前のことで、アメリカは約 227 年前から知的財産権法が制 定された。アメリカより 100 年も遅れて特許制度が作られた日本も 129 年 の歴史を持っている。

#### 第 5 節 中国の知的財産権制度の沿革

中国の知的財産権制度の歴史については、20年説と100年説の2説16があげられていたが、100年説は、1949年中華人民共和国が成立される以前、清朝の光緒帝が初の特許法規を発行し、第一の特許を授与した時から計算するものであり、20年説というのは中国が改革開放政策を打ち出して以来20年前から誕生したと考えるものである。ここで、中国の知的財産権制度を大きく100年説と20年説の二段階に分けて説明しようと思う。

#### <第一段階>

中国の歴史から見ると、中国で最初に特許法が制定されたのは、清時代の 1898年 (明治 31年) になる。このときに制定された中国の初の知的財産権法であるこの特許法規は「振興工芸給賞章程」(中国語で振興工芸給奨)であって、「西洋を超えた技術で機械、鉄砲など製造した者に、30年間の特許権と官職を授与する、各機械を模倣し製造できる者には 10年間の特

<sup>15</sup> 特許庁ホームページ

 $<sup>^{16}</sup>$  サーチナ総合研究所『中国知的財産権白書-サーチナ中国白書〈 $2006\sim2007$ 〉』2006 年、17 頁

許権と官職を授与する。新たな観点、理論で構成した著作物・技術に 20年間の専用販売権を授与する」等の規定があった。しかし、光緒帝の改革 (戊戌の変法) は失敗に終わり、この法令は実施されないまま終わってしまった。続いて、1904年(明治 37年) には商標法、1910年(明治 43年) には著作権法が公布されたが、その後、中国の内戦状態や外国の侵略により、近代化に後れを取る。「振興工芸給賞章程」に続いて、1940年には中国の初の著作権法「大清著作権律」が公布されている。

現代のような特許法は、1944年国民党によって公布され、1949年1月1日から施行された特許法である。これが台湾で実際に施行されている特許法の前身である。1949年10月1日、中華人民共和国が成立し、1950年に政務院から「発明権及び特許権保護暫定条例」(保障発明権与専利権暫行条例)が公布された。この条例では特許権保護、特許申請条件、手続き、審査基準、異議申し立て制度、特許権者の権利、義務、保護期間、及び違反者の法的責任などについて規定された。この条例が公布されたことから、新政府が建国初期段階から特許制度の必要性について一定の認識を持っていたことが分かる。

しかし、1953~1957年の間に、4件の特許権と6件の発明権を付与しただけだった。1957年以降は制度とは実質的に機能していなく、名前だけであった。やがて、1963年11月には制度が廃止され、1963年に新しく「発明奨励条例」が公布された。しかし、この条例も施行されないうちに文化大革命という動乱の時代に入った。1976年に文化大革命が収束し、1978年12月に改正された「発明奨励条例」が公布され、発明成果が奨励されるようになった。

以上のように、清朝滅亡後、中華民国臨時政府、北洋政府、国民党政府 はそれらの法律を受け継ぎ、修正・実行したが、中華人民共和国が成立し た当初は、公有制や国民の平均所有制等の理論によって、発明や著作物の 権利を保護する知的財産権諸法はまったく機能を果たすことができなかっ た。

#### <第二段階>

1980年に国務院は国家専利局を設立し、同年3月には国連知的所有権機関(WIPO)への加盟を果たした。1984年3月12日には「中華人民共和国専利法」が公布され、1985年4月1日から施行された。中国の専利法は日本での特許、実用新案、意匠の三つの権利を統合した法律である。これが中国の特許制度の新しい歴史の始まりであった。専利法は当時の中国社会の実情と国際公約及び国際慣例を尊重した内容であり、中国経済の発展および科学技術の進歩を支えに大きな動力を与え、改革開放のための法的基盤の一つとなった。

1980年代中期から鄧小平の「中国の特色を有する社会主義現代化を建設せよ」という思想の下で、改革開放を進め、外資および先端技術を積極的に導入するとともに、知的財産権に関連した法規が次々と立法された。特に、2001年の12月のWTO(世界貿易機関)加盟の前後には、国際基準と合致させるため、知的財産権の関連法律は、ほぼ全面的に改正された。科学技術や文化の「大鍋飯」17時代があってみんなの物だという認識だったが、もし現在の科学技術や文化の創造者を「大鍋飯」時代に戻らせると、おそらく賛成する人は少ないだろう。これは、知的財産権制度の重要性・必然性を示していると思う。1978年の改革開放後、ようやく近代的な各種法制度が整備され始め、知的財産権制度つくりに着手した。1983年に商標法、1985年に特許法(中国専利法)、1991年に著作権法を相次いで施行した。

このように中国は、少なくとも日本よりは 100 年、アメリカよりは 200 年も遅れてはいるが、20 年余のというわずかな時間で知的財産権関連法規をほぼ完備させ、2012 年には特許、実用新案、意匠、商標の産業財産権の四つの権利出願数で世界一になる急速な発展を見せた。

<sup>17</sup> 文化大革命時代の言葉で、待遇が一律であることをいう。

## 第2章 米中通商関係の現状と問題点

中国とアメリカは両国ともに広く世界に影響を与える政治経済大国で あり、世界経済を左右する二つの大国として注目を浴びている。近年、両 国の通商関係は急速な発展を遂げ、強い相互補完性を持つに至っている。 しかし、1979~2006年にわたる20年以上の間米中経済関係の発展は順調 ではなかった。米中経済関係は 1979 年の国交正常化以来大きく発展して いるし、80年代は良好な貿易拡大を続けたが、90年代に入るとしばしば 通商上の摩擦と紛争が非常に激しくなってきた。2006年米中両国の貿易額 は2,627億ドルで国交正常化が実現した年の100倍以上になっている。今 日、アメリカは中国の最大の輸出相手国であり、アメリカにとっても中国 は第2の貿易相手国である。また、中国は2000年から日本を抜いて米国 の最大の貿易赤字相手国となり、二国間の貿易赤字はその後も拡大し続け、 2006年には1,443億ドルに達した。アメリカの国・地域別輸入からみると、 中国はアメリカの最大輸入相手国のカナダに次ぐ国である。また、中国の 輸出構造は労働集約製品から知識・技術集約的なハイテク製品にいたる幅 広い製造業分野で競争力を持ち始めたので、米中経済摩擦は今後も続いて 注目されると考えられる。

本章では、米中国交正常化前後の米中経済関係とWTO加盟をめぐる米中関係、最近の米中関係の展開など3段階に分けて論じる。また、近年のデータで世界貿易に占める両国の比率、貿易相手国別構成、貿易商品構造などの分析を行い、両国の世界的な影響力を見ると同時に両国の貿易がどのように密接な関係を持ち、相互補完性を持っているかについて研究を行う。そして、中国とアメリカ両国の経済関係において生じている問題点と今後の経済関係の行方について考察する。

#### 第1節 米中経済関係の展開

本節では、中華人民共和国が成立してから、今日に至るまで米中経済関係がどのように展開してきたか、どのような交渉が行われたかを論じていきたい。

#### 第1項 国交正常化前後の米中経済関係

1949年10月の中華人民共和国成立後、米中両国は一定の貿易が行われ たが、1950年 12月 16日にトルーマン政権は中国が朝鮮戦争へ参戦する ことで、中国を敵国と宣言し、対中国禁輸措置を実施した。その後、1960 年代に共産圏諸国に対する小麦輸出の信用保証を認めたときにも、中国は 除外されるなど、米中関係は基本的には敵対関係であった。それから長い 20年間、対中輸出政策に変化がみられず、米中貿易も断絶された状態だっ たが、1968 年 R.ニクソンの大統領当選により、米中関係は転機を迎えた。 1969 年 7 月にニクソン政権はアメリカ人の中国渡航制限を緩和し、12 月 にはアメリカ企業の在外子会社が中国非戦略物資の取引を行うことを認め た。1971年4月に、ニクソン政権は中国に対する禁輸措置を緩和する意向 を表明し、5月には財務省が中国との取引におけるドルの使用規制を撤廃 し、6月に中国からの一般商品の輸入に関する規制を緩和することで、21 年間に及ぶアメリカの対中国禁輸措置はやっと解除された。1972年2月 21日、ニクソン大統領の初めての訪中を契機に、米中両国の国交回復に向 けての努力により米中関係はやっと改善され、翌 1973 年には北京とワシ ントンに米中両国の連絡事務所が相互に設置されるなど好転をみせ、米中 貿易も拡大した18。しかし、文化大革命に巻き込まれた中国国内の激しい 路線闘争により、アメリカからの穀物輸入も制限され、飛躍的な拡大をみ

<sup>18</sup> 陈泰锋『中美贸易摩擦 Sino-US Trade Conflicts』社会科学文献出版 社,2005年,26~27頁。大橋英夫『米中経済摩擦:中国経済の国際展開』勁 草書房,1998年,49頁,51頁。

せた中国の経済は再び低迷した。1976 年 9 月毛沢東の死後、後継者となった華国鋒主席は文化大革命の混乱からの脱却を目指して、西側の近代技術を積極的に導入する近代化路線を採用したが、外貨不足を起こしたため、失敗に帰した。この政策の失敗により、1977 年 7 月に鄧小平が 3 度目の権力の座に復帰した。そして、改革開放を目指した近代化政策がはじまった。鄧小平が進めた改革開放とは、四つの現代化(農業・工業・国防・科学技術の現代化)を国家目標とした経済面における市場経済の導入と対外開放政策を意味する。大橋氏は 1978 年 12 月に開催された中国共産党 11 期 3 中全会は、鄧小平副首相の改革・開放への大転換が図られた画期的な党大会となったが、同時に「国民経済発展 10 ヵ年計画」に大幅な調整を加えたことでも重要な党大会であったと論じた19。

一方、アメリカでは 1974 年にニクソンが辞任後、1976 年に民主党のカーター政権が新たに誕生した。1978 年 5 月にブレジンスキー補佐官の訪中後には、米中国交正常化交渉も本格化し、1979 年 1 月 1 日には長年の懸案となっていた米中国交正常化を果たした。1979 年に鄧小平副首相、W. モンデール副大統領の相互訪問を通して、貿易、文化、科学技術、領事関係などに関する条約、協定、議定書が相次いで調印されるなど、両国は親密な関係へ進入したといえよう20。中国の改革・開放への転換のなかでの、米中国交正常化の実現により 1978~80 年米中貿易は毎年倍増を続け、経済関係拡大の基礎が固められた。

1979年1月にカーター大統領と訪米中の鄧小平副首相は、米中航空協定、海運協定とならんで、通商協定締結にむけての交渉を開始することで合意した。同年7月にL.ウッドコック駐中国アメリカ大使と李強対外貿易部長によって通商協定締結は正式に調印され、1980年2月1日には公文書の交換が行われ、米中通商協定は正式に発効した。通商協定の内容につい

<sup>19</sup>大橋,前掲書,53~54頁。南亮進,牧野文夫(『中国経済入門[第2版]:世界の工場から世界の市場へ』日本評論社,2005年,10頁,13頁。 20大橋,前掲書53頁。

ては、大橋氏は次のように述べた。米中通商協定には最大の目的である MFN(最恵国待遇)の供与と公的輸出信用の供与のほかにも次のような重要 な条項が含まれる。第1は数量制限に関する条項、第2は特許、商標、著 作権の保護に関する条項、第3は中国を発展途上国と認めた条項、第4は 米中両国の金融機関の相互参入を認めた条項、第5は協定取消しに関する 条項である。1981年7月に、レーガン政権は中国に対して、初の輸出規制 緩和である「二倍」(two-times) 政策を取った。 すなわち中国に対しては、 ソ連に対する 2 倍の輸出規制の緩和と技術移転を行うことである。1983 年 6 月、レーガン政権は中国を[Y]グループから[V]グループに再分類した (Y:非戦略物質の輸出が可能ではあるが、国家安全のため、軍事転用に 関わるもの、軍事能力の上達に役に立つもの、また、米国安全商品或いは、 技術の輸出は禁止。 V:基本的に制限はないが、グループの中の各国に ついて多少差がある)。これによってアメリカの同盟国やその他の友好国と 同じ位置づけが、中国に適用された21。しかし、1989年6月4日に起きた 中国の民主化運動に対する武力弾圧、いわゆる天安門事件を契機に米中関 係は再び悪化した。翌6月5日、ブッシュ政権は「中国人民に対してでは なく、武力行使に対する制裁」として、政府・商業ベースの兵器輸出と軍 事指導者の相互交流の停止を含む行政命令を発表したうえ、すべての政府 高官の交流の中止を決定し、国際金融機関に中国向け融資の停止を求める ように働きかけると表明し、6月21日、米国政府は両国の首脳会談も中止 すると宣言した。中国は両国の関係修復に向けて、対中制裁がとられた翌 月の 1989 年 7 月から働きをかけた。1990 年 11 月銭基琛外交部長のワシ ントン訪問以後、政府高官の交流停止措置は完全に解除されたものの、米 中関係はなかなか改善できなかった。このとき、1992年大統領選挙で誕生 したクリントン政権により、米中関係はやっと改善した。クリントンは中 国市場の重要性を十分に認識し、中国との何回に渡る交渉を経て、経済利

 $<sup>^{21}</sup>$ 大橋, 前掲書  $79\sim82$  頁。陈,前掲書,  $27\sim28$  頁。

益優先策をとり、米中関係を改善した。また、1992年春節の鄧小平の南方 視察(南巡講話)以後、中国の経済成長は加速化され、久しく潜在的市場 といわれてきた中国市場がいよいよ顕在的な巨大市場として登場した<sup>22</sup>。

以上、新中国成立後から、国交正常化、改革開放、天安門事件にいたるまでの、米中関係について論じた。最初の対中国禁輸措置による敵対関係から 21 年間に及ぶ長い時間にわたって、やっと国交正常化が実現し、両国の貿易も拡大しつつあるが、民主化運動により、再び悪化した米中関係は、両国の努力によりまた改善される。このように、米中関係は悪化と改善を繰り返す厳しい段階だったが、一方、中国とアメリカはお互い必要性を認識していると考えられる。

#### 第 2 項 WTO 加盟をめぐる米中経済関係

1980年代に入り、中国は GATT との関係修復に乗り出した。1981年には GATT 繊維委員会にオブザーバーとして参加し、1984年には同委員会の正式メンバーとなり、GATTへの距離を縮めた。そして、1986年7月に中国はガットへの「復帰」(実は当時中国を代表していた中華民国が1948年にすでに GATTに加盟したが、中華人民共和国の成立により、国民党政府が台北に移り、GATTを脱退した)を申請した。 脱退からおよそ20年後の1971年、中国が国際連合の「地位回復」を達成したとき、GATTへ加入する選択肢もあったが、当時文化大革命の最中にあって、GATTへの加盟を見送ることになった23。

1987 年 5 月に GATT 理事会にて、中国の加入に関する作業部会の設置が決定されたが、WTO に移行する 94 年末までの間、20 回の作業部会公式会合が開かれた。加盟作業部会設置後、中国の GATT 加入交渉が順調に進められ、いよいよ最終段階に差しかかろうとするとき、1989 年に起きた天

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup>大橋, 前掲書 79~82 頁。陈,前掲書, 27~28 頁。

<sup>23</sup>大橋,前掲書,218~220頁,中国 WTO 加盟に関する日本交渉チーム『中国の WTO 加盟』蒼蒼社,2002年,34~35頁。南,前掲書,184頁。

安門事件で、中国の加盟作業は事実上ストップされ、2 年余りにわたり実 質的に作業が停滞することとなった。GATT加入に関する米中二国間交渉 も中断され、4 年後の 1993 年 3 月の D. ニューカーク通商代表補の訪中 により再開された。再開された二国間交渉では、アメリカが中国の GATT 加入に最低限必要な条件として、次の5点を挙げた。①中国は全国のすべ ての省・地域で有効かつ単一の貿易政策を実施すること。②貿易規制と貿 易障壁管理の透明度を高めること。③GATTと矛盾する非関税障壁を継続 的かつ漸進的に撤廃すること。④需給関係と相対的希少性を反映する完全 な市場経済に向けての関与を続けること。この 4 点に関する争点に続き、 1995 年 11 月 初めの、C. バシェフスキー通商代表部次席代表の訪中時に、 中国の WTO 加盟に関する「ロードマップ」を中国側に提示した。中国の WTO 加 盟 交 渉 が 長 期 化 す る な か で 、 ア メ リ カ で は 議 会 を 中 心 に 中 国 の WTO加盟と米中間の非経済的争点とをリンクさせる提案が相次いだ。 1997年には、返還後の香港の人権と民主化に対する懸念やアジア・マネー の「献金疑惑」などもあり、対中 MFN 更新は活発な論争を呼んだ<sup>24</sup>。1998 年、クリントン米政権内では1999年前半まで中国の加盟作業を済ませる 必要があると考え、朱鎔基首相の訪米を要請した。それは、シアトルでの 第 3 回 WTO 閣僚会議を 1999 年に控え、新ラウンド交渉の立ち上げが予想 され、中国の WTO 加盟がそれまでに間に合わなければ、中国に対する市 場アクセス要求がさらに厳しくなり、加盟が大幅に遅れることを懸念した のである。翌99年4月、朱鎔基首相がアメリカを訪問し、米中交渉を行 ったが、両国の多大な交渉努力にもかかわらず妥結に至らなかった。再び、 米国側で交渉再開を申し入れたところ、5月にコソボ紛争で米軍爆撃機が 同地の中国大使館を誤爆した事件で、米中関係は悪化し、交渉は難航した。 11 月にバシェフスキー通商代表とスパーリング大統領補佐官の訪中によ

 $<sup>^{24}</sup>$ 大橋,前掲書, $^{220}$ ~ $^{233}$ 頁。中国 WTO 加盟に関する日本交渉チーム,前掲書, $^{36}$ ~ $^{37}$ 頁。

り、10日から北京で中国のWTO加盟についての二国間交渉が再開された。
100頁以上の協定文書をもとに、長い時間の交渉を終え、1999年11月15日、米中両国は中国のWTO加入問題について協議を達成し、米国政府は全力で中国との正常的貿易関係問題を解決すると約束して、米中貿易関係はやっと回復した。それで、長年の交渉に渡り、2001年11月、ドーハにおける第4回WTO閣僚会議において、中国の加盟は承認され、12月に中国はWTOに正式加盟した。2001年後、最惠国待遇問題の解決と中国のWTO加盟により、米中経済貿易関係は新たな段階に入った25。

中国は 15 年の長い時間の交渉を経て、やっと WTO 加盟を果たした。 WTO 加盟をめぐる米中 2 カ国間交渉が一番難航だったが、今後の米中経済摩擦は 2 カ国間ではない国際ルールによる解決になるのである。また、これを契機に世界経済への融合が一段進むと思われる。

#### 第3項 WTO 加盟直後の米中経済関係

2003 年 12 月 7~10 日、温家宝総理はブッシュ大統領の要請に応じて、4 日間の公式的な友好訪問を行った。これは新規の政府総理の初訪米になる。温総理は「共に米中貿易協力の新展開を開拓しよう」という内容で講演した。講演内容は、①互恵互利、②発展を第一にする、③両方貿易協調機構の役割を十分に果たす、④平等に交渉を行う、⑤貿易関連問題を政治化しないこと、であった26。1983 年から始まった米中貿易交渉会は両国の最高レベルの貿易交渉機関で、毎年或いは何年かに一回両国の首都で順番に開かれる。当初は両国の商務部部長の共同主催であったが、2003 年温家宝総理の訪米により、副総理級に昇格した。2002 年、第 4 回米中貿易交渉会が北京で行われ、会議では 4 つの貿易関連項目協議が契約された。2004年 4 月 21 日に国務院副総理呉儀は米国ワシントンで開かれる第 15 回中米

 $<sup>^{25}</sup>$ 中国 WTO 加盟に関する日本交渉チーム,前掲書, $51{\sim}58$  頁。南,前掲書,189 頁。

 $<sup>^{26}</sup>$ 陈,前掲書, $^{29}$ ~30頁。

貿易交渉会に出席した。この会議では農産物検査、食品安全、消費者安全、 知的財産権保護、医療保健、中小企業合弁及び、米中展示会交流と合弁な どに関する8種の協定と覚書に調印した27。2003年11月以来、中国はわ ずかの間に4回も米国に出張し、おおよそ100億ドルの製品を購入した。 製品にはボーイングの飛行機、飛行機エンジン、高級乗用車、大豆、医療 機器などが含まれる。これは、中国がアメリカとの貿易協力関係を非常に 重要視していることを表している。2003年11月12日、温家宝総理の訪 米直前に、中国は三つの大規模な契約を結んだ。その内容は飛行機、民用 旅客機エンジン、自動車部品で総額は 60 億ドル超える。2003 年 12 月 18 日には、14億ドル相当の大豆と 1.9億ドル相当の電機製品の輸入について 契約した。2003年の中国対米輸入大豆は800万トンで、2002年より倍増 し、中国はアメリカにとって最大の大豆の買主となった。2004年1月11 日には、国外最先端情報技術製品を主に購入した。総額は 23 億ドルに相 当する。2004年2月19日は、ワシントンで100万トンの小麦購入契約に 調印した28。2004年 11 月 3 日ブッシュ大統領の連続当選で、米中経済関 係は摩擦が生じたが、基本的には平和な関係を保っていた。また、2004 年の米中航空協定では、2010年までに米中間の航空便数を約5倍にするこ とが取り決められ、2国間貿易はさらなる拡大が期待される。2005年には 繊維製品の輸入数量制限とセーフカードの問題について、6月17~11月8 日の間で米中両国政府代表は7回にわたる交渉を経て、ようやく「米中両 国の繊維製品・衣類貿易の了解覚書」が調印された。2006年12月14,1 5日間にわたり米国と中国の経済閣僚が両国間の経済課題を話し合う第1 回米中戦略経済対話(U.S.-China Strategic Economic Dialogue 通称: SED)が北京で開かれ、ポールソン財務長官を団長に7人の閣僚とバーナ ンキ連邦準備制度理事会(FRB)議長が出席した。この対話で投資、エネ

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup>同上, 30~32 頁。

<sup>28</sup>同上, 33~35頁。

ルギー・環境など分野別の作業部会を設置すること、ニューヨーク証券取引所(NYSE)とナスダックの北京事務所開設などの事項につき両国間で合意した。続いて、第2回 SED は2007年5月22日にワシントンで開かれた。中国側は呉儀副首相、馬凱国家発展改革委員会主任、薄熙来商務部長、周小川中国人民銀行総裁らの幹部閣僚が米国を訪問した。その合意内容としては、米中間の旅客便の本数を2012年までに倍増、米国貨物輸送業の中国市場へのアクセスを2011年までに実質完全自由化、観光産業の育成、米国の対中輸出を促進、適格外国機関投資家制度の投資枠を100億ドルから300億ドルに拡大、中国が1年以上中断している外国保険業の参入許可を8月1日までに再開、クリーン石炭の利用技術を開発、WTO交渉の促進に協力、知的財産権保護体制を強化するなどの内容が含まれる。そして、第3回のSEDは2007年12月に北京で開催される予定であるが、2007年秋の中国共産党大会と2008年11月の米国の大統領選挙で政治問題化する恐れがある一方、SED機能の継続性が懸念される<sup>29</sup>。

今日、中国とアメリカは経済の高度成長とともに、二国間経済交流も頻繁に行われるが、それによる経済摩擦も少なくないのである。では、なぜ 米中経済関係において問題が絶えないのかを近年の貿易データで分析を行いたい。

## 第2節 米中間の貿易関係の現状

# 第1項 世界貿易における米中貿易のシェア

世界経済の成長率は 2004 年以降、3 年連続して 5%前後の高成長を続け、 もっとも高い伸び率を記録している。世界経済は、米国に端を発した IT ブーム崩壊の影響を受けて 2001 年に成長が鈍化し、その後も、同時テロ

<sup>29</sup> みずほ総合研究所「米中経済関係の行方-米国企業の中国ビジネスから 2 国間をみる-」『みずほ米州インサイト』みずほ総合研究所株式会社,2007年,1頁。全国美国经济学会・浦东美国经济研究中心『美国経済走勢与中美経貿関係』,上海社会科学院出版社,81頁。

事件、イラク戦争、新型肺炎(SARS)、インドでの大地震・津波などさま ざまな事件があったが、これらをうまく乗り越え、順調な回復を果たし、 2006年の成長率を主要国・地域別にみれば、米国が 2.9%成長率で伸びが やや鈍化した反面、途上国の中国が11.1%の高い成長を遂げている。世界 経済成長に対する寄与率は、中国が 29.4%として約 3 割を占め、世界経済 への寄与率が一番高い国となっている。2008年の世界経済は9月の米大手 証券会社リーマン・ブラザーズの経営破綻により、大きく減速した。2008 年の世界の実質 GDP 成長率は 2.9%と最低となり、2009 年には戦後初の -0.5 というマイナス成長を記録した。しかし、マイナス成長をみせる先進 国とは対照的に、中国は依然として 9.2%と高い成長率をみせた。2012年 以降の世界経済は横ばいに推移しながら緩やかな回復をみせている。2013 年から2014年まで10年間途上国の中国はずっと高い成長をみせ、先進国 米国を大きく上回って世界経済の主役になって世界経済成長に高い寄与度 を示している (図表 2-1) 30。中国は 2010 年に日本を抜き世界第 2 位の 経済体となった。IMF の推計によれば、中国は今後も 8~9%程度の成長 率を維持し、2017年の名目 GDP は日本の 2 倍、米国の 3 分の 2 の水準に 達すると思われる。

٠

<sup>30</sup> JETRO 日本貿易振興機構 http://www.jetro.go.jp/indexj.html

20 15 10 5 日本 中国 世界

2014 OFF THE

図表 2-1 国・地域別 GDP 成長率の推移

出所:WEO (IMF) から作成

•5

.10

貿易額の面では、2006 年の世界貿易(商品貿易、名目輸出ベース)は 11 兆 8,742 億ドルを達成し、2005 年初めて 10 兆ドルの大台に乗ってから、 引き続き高成長を遂げる。世界貿易額は、5 兆ドルを突破した 96 年から 10 年足らずで倍増した。2005 年の伸び率は前年度 13.2%増と 2004 年の 21.5%増から鈍化した。2004 年は世界的な好景気やドル安、原油高などの影響で、輸出伸び率は第二次石油危機時の 79 年 (29.5%) 以来 25 年ぶりの好記録であった。

2006年世界輸出全体で中国の輸出額は前年比 27.2%増の 9,691億ドルとなった。中国の構成比は前年の 7.4%から 8.2%に拡大し、4年間ずっと着実な成長続き、2003年度の 3 位から 2004年からは 3 年間第 3 位の輸出国の地位を維持している。2007年から中国は第 2 位を占めているドイツを抜いて世界貿易額第 1 位になった。それから 2013年まで中国は世界貿易額の 1 割以上という大きいシェアを占めながら世界貿易輸出額順位第 1 位になっている。それに比べて米国はドイツに抜かれた時期はあったが、2010年府再び 12,780億ドルで第 2 位を占めてから 2013年まで 2 位を守っているものの、第 1 位を占めている中国との貿易額格差は広がる一方である(図

図表 2-2 世界貿易額順位(輸出) (単位:10億ドル 下段()はシェア%)

順位	2010年		2011年		2012年		2013年	
1	中国	1,578 (10.4)	中国	1,899 (10.5)	中国	2,050 (11.4)	中国	2,211 (12.1)
2	米国	1,278 (8.4)	米 国	1,482 (8.2)	米 国	1,546 (8.6)	米 国	1,580 (8.6)
3	ドイツ	1,269 (8.4)	ドイツ	1,474 (8.2)	ドイツ	1,406 (7.8)	ドイツ	1,453 (7.9)
4	日本	767 (5.0)	日本	821 (4.5)	日本	801 (4.5)	日本	719 (3.9)
5	オランダ	574 (3.8)	オランダ	387.3 (2.1)	オランダ	655 (3.6)	オランダ	672 (3.7)
世界貿易額		15,196 (100.0)		18,072 (100.0)		17,991 (100.0)		18,282 (100.0)

出所: WEO(IMF)から作成

2006年の世界貿易輸入額も順調に落ち着いた上昇を見せている。中国は 貿易額の急増に伴い、2002年の6位から日本、英国、フランスを抜いて、 2003年には輸入額は 4,128億ドルで世界第 3位に一気に躍進した。それか ら毎年シェアを拡大しつつ、4年連続米国、ドイツに続く世界第3位を占 めている。2009年に入ると第2位のドイツを追い抜き第2位になった。 2010年には貿易輸入額13,940億ドルで世界貿易額の9%を占めていたが、 中国の貿易輸入額が年年増加しつつあって、2013年になると 19,490 億ド ルに達し、10.3%とという初めて二桁のシァアを占めることになった。一 方、2013年の米国は世界貿易輸入で、依然として22,680億ドルという最 大の貿易額で、1位を維持している。しかし、毎年拡大する中国が占める シェアに比べ、米国の割合は減少しつつある。(図表 2-3)。

<sup>31</sup>同上。

図表 2-3 世界貿易額順位(輸入) (単位:10億ドル 下段()はシェア%)

順位	2010年		2011年		2012年		2013年	
1	米国	1,913 (12.4)	米国	2,208 (12.1)	米国	2,276 (12.3)	米国	2,268 (12.0)
2	中国	1,394 (9.0)	中国	1,741 (9.6)	中国	1,817 (9.8)	中国	1,949 (10.3)
3	ドイツ	1,067 (6.9)	ドイツ	1,255 (6.9)	ドイツ	1,165 (6.3)	ドイツ	1,189 (6.3)
4	日本	691 (4.5)	日本	853 (4.7)	日本	889 (4.8)	日本	839 (4.4)
5	フランス	606 (3.9)	フランス	720 (4.0)	英 国	693 (3.7)	フランス	681 (3.6)
世界貿易額		15,447 (100.0)		18,206 (100.0)		18,577 (100.0)		18,924 (100.0)

出所: WEO(IMF)から作成

以上の図表から、中国と米国は世界貿易で占める割合が非常に大きく、両国とも世界経済を左右する貿易大国であることが分かる。米中両国は先進国と途上国の関係ではあるが、貿易額上すでに、競争相手のレベルである。特にシェアが減少しつつある米国の輸出額に対して、シェアが拡大する一方である中国はおそらく米国にとって大きな脅威であろう。中国と米国はすでに世界経済の発展を促進させる主力になっているが、両国の経済成長にも影響し合う。次の節では、米中両国の貿易関係を近年のデータで考察していきたい。

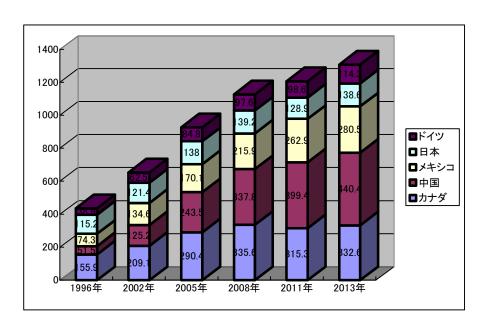
## 第2項 主要貿易相手国別に見る貿易現状

2005年度、米国の主要貿易パートナーはカナダ、中国、メキシコ、日本の順番になる。そして、2006年に入っても、その順位は変わらず、2013年の現在でも中国が米国の第2のパートナーになっている。1993年「国家輸出戦略」32により米国と東アジア新興市場(中国内地、香港、台湾、韓

32 陈,前掲書,1頁によれば次のように説明されている。1993年、米国は新しい「国家輸出戦略」を実施し始めた。その内容は次のようだ。①積極的に国際経済を唱導して自国の企業に有利な輸出環境を作る。②機構の設置を改革して輸出のためにすべてを尽くす。③輸出融資予算を拡大させ輸出ための金融支持を強化する。④先端技術製品と技術の輸出制限を緩和し、アメリ

国、東アジア共同体主要国)との貿易が急増した。また、2001 年中国のWTO 加盟により米中貿易はさらに目立つ発展を遂げたが、これらの要因が米国の対中輸入額の増加に繋がったと考えられる。

米国の国・地域別輸入から見ると、2005年度アメリカの最大輸入相手国はカナダ、中国、メキシコ、日本、ドイツになる。アメリカの対中輸入は、1996年に6.5%のシェアで4位を占めたが、2002年には3位、2003年からは日本、メキシコを抜いて2年連続10%以上のシェアで第2位を占めている。そして、2006年の第1四半期にも引き続き13.8%のシェアで2番目に大きなシェアを占めていたが、2008年からは中国がカナダを抜いて1位を占めている。2013年になって輸入額は圧倒的なシェアを占めながら米国の最大輸入国となっている。(図表2-4)。



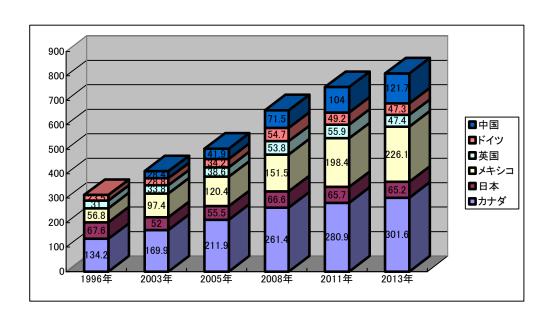
図表 2-4 米国の国・地域別輸入 (単位:10億ドル)

出所: 米国商務省 FT-900

カ企業の国際競争力を強化させる。⑤新興市場を開拓し、これらの市場に対して輸出戦略をとる。「国家輸出戦略」は 10 年近くアメリカにおいて著しい効果をもたらした。2005 年度 JETRO(日本貿易振興機構)のデータによると、アメリカは現在世界第 1 の輸入国と第 2 の輸出国である。2005 年輸出入はそれぞれ、世界貿易輸出入の 8.8%と 15.7%を占めている。

米国の国・地域別輸出からみると、米国の主要な輸出相手国は、カナダ、メキシコ、中国、日本、英国、ドイツという順になる。カナダ、メキシコ、日本、英国への輸出が鈍化する傾向を見せるなかで、中国に対しては WTO 加盟を契機に輸出は年々増加を見せ、2005年には 419億ドルと 4.6%のシェアで英国とドイツを抜き、輸出先第 4 位となった。 2006 年第 1 四半期にも 5.19%のシェアで 4 位を占める。 2008 年からはメキシコを抜き、5年間引き続き第 3 位となった。中国はアメリカの輸出貿易において、重要な貿易相手国であり、そのシェアも毎年拡大しつつある(表 2-5)。

(単位:10億ドル)



図表 2-5 米国の国・地域別輸出

#### 出所: 米国商務省 FT-900

中国は、アメリカの輸入はもちろん輸出においても、その割合は非常に高く、重要な貿易パートナーであり、緊密な経済関係を表している。では、中国の輸出入において、米国はどれぐらいシェアを占め、どれぐらいの影響を果たしているか次に図表により示す。

2006年度における中国の対外貿易総額は、過去最高の1兆7,607億ドルとなり、米国、ドイツに次ぐ世界第3位の貿易大国の地位を維持した。

中国の国・地域別輸入において、米国は中国 WTO 加盟翌年の 2002 年か

ら 2006 年まで 5 年間ずっと第 4 位を維持しており、日本、台湾、韓国に次ぐ主要な輸入先となっている。2006 年の米国からの輸入額は 592 億ドルで全体の 7.4%を占めているが、これは 2002 年に比べ輸入額が約 2 倍増加している。2013 年には輸入額が 1,526 億ドルに達し、2006 年の約 3 倍増加している。これは輸入額の第 3 位を占めている台湾の 1,566 億ドルとわずかな差である。中国の国・地域別輸出をみると、中国の最大の輸出先は米国になる。2002 年から 2006 年までの輸出額は、米国が 5 年間連続第 1 位を占めているし、2006 年度の対米輸出は 203,5 億ドルで、そのシェアは 21.4%と第 2 位を占める日本の 2 倍以上になっている。2013 年になると中国の最大に輸出地域は香港になり、米国は 16.7%のシェアで 2 位を占めているが、3 位を占めている日本の 2 倍以上の輸出額の 3,684 億ドルである (図表 2-6)。

中国の国・地域別輸出入の順位から、中国において米国は最大の輸出相手国として、その依存度がかなり高いことがわかる。また、輸入においても米国は中国にとって非常に重要なパートナーになっている。また、中国の対米輸出額は対米輸入額をずっと上回っているし、それは、2013年になると 2006 年よりもっと激しくなっている。

表 2-6 中国の国・地域別輸出入

(単位:10億ドル()はシェア%)

順	輸入				輸 出			
	2006年		2013年		2006年		2013年	
位	国名	金額	国名	金額	国名	金額	国名	金額
1	日本	115.7(14.6)	韓国	183.1(9.4)	米国	203.5(21)	香港	384.8(17.4)
2	台湾	89.8(11.3)	日本	162.3(8.3)	日本	91.6(9.5)	米国	368.4(16.7)
3	韓国	87.1(11)	台湾	156.6(8.0)	韓国	44.5(4.6)	日本	150.3(6.8)
4	米国	59.2(7.5)	米国	152.6(7.8)	ドイツ	40.3(4.2)	韓国	91.2(4.1)
		791.6		791.6		969.1		2,210.0
		(100.0)		(100.0)		(100.0)		(100.0)

出所: 『中国海関統計年鑑』2006年, 『中国海関統計』2013年

以上の図表からわかるように、米中両国は世界経済において二つの大きな貿易大国であり、米国と中国は輸出入でお互い占める比重が非常に大きいと同時に重要な貿易パートナーである。米中貿易関係は現在強い経済関

係を持ち、貿易の相互依存度がかなり高い状況である。両国の持続的な経済発展とともに、米中経済関係は競合関係になりうると考えられる。経済大国の米国と中国の相互関係は両国だけではなく、全世界にも影響を及ぼすといっても過言ではないだろう33)。

# 第3項 米中貿易額と貿易収支の変化

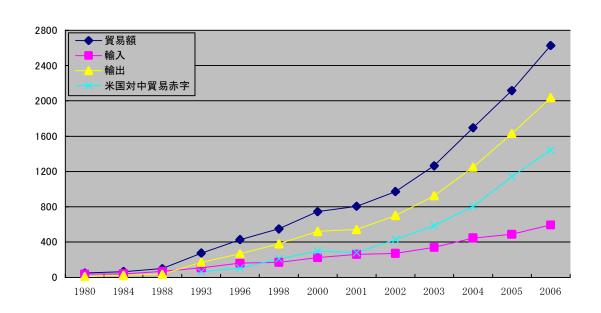
図表 2-7 に示したように、米中貿易額は国交正常化が実現した翌年 1980 年から順調な成長をみせるが、1993 年に入って持続的な拡大を果たしている。特に、2001 年中国の WTO 加盟後から、米中貿易は急増し始め、2006 年には貿易額が 2,627 億ドルになる。2003 年にははじめて千億ドルを越え、1263 億ドルに達した。中国の経済発展と対外開放により、アメリカは中国製品を輸出する重要な市場になっている。一方、対米輸入額も増加はしているものの、輸出に対しては緩やかな成長である。

アメリカの対中貿易赤字額は、貿易額の伸びと同じように急速な拡大を続けている。中国統計によると、対中赤字は 1993 年から生じ、2002 年以降は急増し、2005 年には 1,443 億ドルまで及んだ。しかし、アメリカ側の貿易統計によると、対中貿易赤字はすでに 1983 年から生じ始め、中国側の統計より 10 年も早いのである。ここで、1999 年のデータをとってみると、アメリカが発表する対中貿易赤字が約 685 億ドルであるのに対し、中国が発表する対米貿易黒字は 225 億ドルという大きい差が生じている。また、アメリカ側の統計で中国は 2000 年度に日本を上回ってアメリカの最大貿易赤字国となっている。

両国の統計数値が違う主な原因は両国の異なる統計方法である。その問題の焦点は香港を経由する中継貿易の取扱いにある。中国は 1992 年以降貿易統計を原産地主義に変更し、香港を経由する対米輸出は対香港輸出ではなく、対米輸出として計上するようになった。しかし実際には、中国が

<sup>33</sup>全国美国经济学会, 前掲書,45頁。

中継貿易として香港に送った商品の金額と、香港がアメリカに輸出する商品の金額とは、後者の再輸出マージン分だけ高くなる<sup>34</sup>。これが輸出金額の 30%以上を占めてしまう。アメリカは香港からの中継貿易をそのまま中国からの輸入と計算するが、中国はこの香港マージンをアメリカの中国対米輸出額の統計から控除しているので、貿易統計の取り方の違いが生じたのである。統計上 10 年間という大きな差があるが、いずれにしても、アメリカの対中貿易赤字が拡大しつつあるのは事実である。



図表 2-7 米中貿易額の推移と米国対中貿易赤字 (単位:億ドル)

出所:『中国統計年鑑』各年版

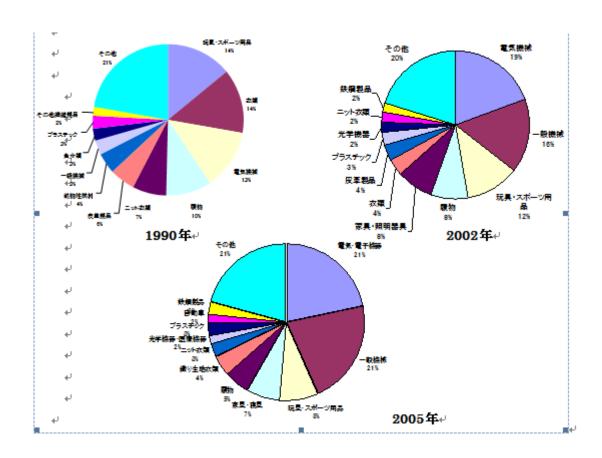
#### 第4項 米中貿易構造の分析

中国の対米輸出は対米輸入をずっと上回り、2005年にアメリカの対中貿易赤字は前年に続き史上最高を記録した。中国から主にどのような品目がどれぐらい輸出されているかを知るために、ここでは、アメリカ対中輸入構造変化について1990年から2005年までの時期に限定して分析を行う。

<sup>34</sup>全国美国经济学会,前揭書, 29~31 頁, 37 頁。冼,『当代世界格局下的中美经贸关系』中国经济出版社, 83 頁, 196 頁。

1990年のアメリカ対中輸入を品目別にみると、玩具(14%)、繊維製品 (14%)、履物(9.7%)などが主にシェアを占めている。2002年には中国 のWTO加盟による更なる経済成長と伴い、対米輸出構造も変化が起きた。 玩具・スポーツ用品、衣類などが減少した反面、電気・電子機器(19.5%)、 一般機械(16.2%)、家具(7.9%)が増加した。シェアを伸ばしているの は高付加価値品目が多いということは、中国の産業構造の高度化を反映し ていると考えられる。2004年になると、対中輸入は4年前の2倍に増加 し、一般機械が前年度比 46.5% 増、電気・電子機器が 39.6% 増とこの二種 類の品目が著しく伸びている。一般機械の増加分ではコンピュータ関係が 目立つ。2005年の対中輸入品目をみると、電気・電子機器が 21.8%のシ ェアで 32.1% 伸び、それと並んで一般機械も 21.7% のシェアを占め、 20.3%の伸び率をみせた。この2品目ですでに総輸出の4割以上を占めて いる。電気・電子機器では、携帯電話とフラットテレビが主になり、高級 電気・電子機器の輸入増加が目立つ(図表 2-8)。玩具・スポーツ用品や 履物などシェアが引続き低下している一方、一般機械では液晶ディスプレ ーやプリンターの輸入が増加している。以上の分析から、2005年対米輸出 にしめる電器・電子機器と一般機械は合計 42%として、1990年の 16%に 比べて大きく増加していることがわかる。つまり、対米輸出構造の変化は 中国の高度成長により、労働集約的な繊維産業から、技術集約的な機械産 業への転換を表し、中国がますます国際競争力を付けていくことを示して いると解される35。また、米国の対中輸入構造と対中輸出構造は今までの 相互補完性が変化して、水平的貿易に転換する恐れがあり、米中二国間で は新たな摩擦が生じるだろう。

<sup>35</sup>全国美国经济学会,前掲書,96頁。南,前掲書,140頁。



出所『中国統計年鑑』各年版

#### 第3節 米中貿易関係の問題点

中国とアメリカは国交正常化の交渉から、中国の WTO 加盟を果たして今日にいたる長い間、人権問題、最恵国待遇、繊維製品、人民元、知的財産権など、色々な問題と摩擦があった。

今日、中国は 2001 年 WTO 加盟後、著しい経済発展を遂げ、世界経済でも高い成長率を維持している一方、米中貿易も急速な拡大を続けている。中国は米国の第 2 の輸入先として、2000 年以降は日本を抜いて米国の最大の貿易赤字相手国である。長い間続いた対中貿易赤字はこれを契機に顕在化し、2007 年 5 月に開催された第 2 回米中戦略経済対話において、米国側から貿易赤字の原因の一つとされる人民元の為替制度改革を強く求められた。2003 年アメリカは国内経済の不景気、高まる失業率、拡大しつつあ

る貿易赤字は中国の対米輸出の拡大によるものだとみなし、人民元の切り上げを求めた。それで、2005 年 7 月に中国は対米ドルで 2.1%切り上げ、21 日に中国は人民元の 1 日の変動幅を  $03\% \sim 0.5\%$ に拡大すると発表した 36。

増加し続ける対中貿易赤字を背景に対中圧力は高まり、2007年2月に米国は中国が鉄鋼・木材・紙などの製品に輸出補助金を出しているとしてWTOに提訴し、4月には中国の知的財産権保護対策が不十分としWTO提訴を行うことで、米中間では緊迫感が高まった。アメリカの最大の資産となっている知的財産権はもっとも問題視され、米国は模倣品問題を重視すると共に、軍事転用を懸念し、技術流出問題にも神経を尖らせている37。

貿易赤字が生じるもうひとつの原因としては、貿易構造の転換が考えられる。米中経済の拡大に伴い、貿易構造も変化しつつある。第2章で論述したように、90年代の繊維製品、衣類、玩具、履物などの労働集約的な製品から、2002年には高付加価値の品目が増え、2004年からはさらに高度化され、高級電気・電子が大きな割合を占めている。このように、知識・技術集約的なハイテク製品へ転換する中国の輸出構造はすでに妥結した繊維製品の摩擦に続き、機械・電機製品に関する摩擦が懸念される。

アメリカの貿易赤字が拡大を続ける以上は、米中関係においてはさまざまな問題が絶えず起きるだろう。

最近は中国製品(特に食品・日用品)の安全問題が議論されている。さらに医薬品、玩具、自動車用タイヤなどにも拡大し、中国製品全体の安全性の問題が指摘されている。

このように、経済成長と共に米中経済関係において生じる問題も多様化 されると思われる。

<sup>36</sup>全国美国经济学会, 前掲書, 101頁。冼, 前掲書,17~18頁。南, 前掲書, 150頁。

<sup>37</sup>冼,前掲書,199~200頁。みずほ,前掲書,22頁。

## 第4節 小括

以上、本章では中国とアメリカの貿易関係の展開を考察することにより、両国の間で生じた問題点を明らかにした。同時に、近年の貿易データの分析を行い、世界経済における中国とアメリカの影響力と両国の相互補完性について論じることにより、焦点になる摩擦の原因を探り、今後取り組む課題を示す。

米中経済関係は 1949 年中華人民共和国成立してから、対中国禁輸措置 で幕を開け、20年以上の長い交渉を経て、1979年1月1日に国交正常化 が実現したが、両国の経済発展、歴史、文化と社会制度の違いによって、 また各自求めている政治経済利益が異なっていることで、そのときからす でに摩擦と紛争が生じたことが明らかになった。それから、米中経済関係 は悪化と修復を繰り返しながら、長期にわたる交渉を行った結果、中国は やっと WTO 加盟も果たし、両国は新たな段階に入った。データ分析によ れば、WTO加盟を契機に中国は高度な成長を遂げているし、米中貿易も 高い伸び率をみせている。米国は中国の最大の輸出相手国であり、中国は 米国の3番目になる主要貿易パートナーとして、両国は緊密な貿易関係を 持っている。しかし、米中貿易の拡大につれて、米国の対中貿易赤字が顕 在化し、人民元の問題や、知的財産権の問題などが再燃している。米国は 2007 年に入ってから輸出補助金の問題と知的財産権保護対策問題で 2 回 も WTO 提訴を行った。アメリカの最大な資産となる知的財産権は、米中 経済摩擦においてずっと争点になっているし、今後はもっとも問題化され ると思われる。対中貿易赤字を背景に対中圧力は高まるなか、中国の対米 輸出構造の高度化は伝統的な問題以外にも高付加価値とサービス貿易領域 も米中摩擦の新しい焦点になるのである。米中経済関係は過去から現在に 至るまで、様々な摩擦が絶えず生じてきたのである。

# 第3章 WTO 加盟以前の米中間の知的財産権紛争

中国とアメリカは貿易関係が展開し始めてから、今日に至るまで農産品、繊維製品、鉄鋼、人民元の切り上げ、知的財産権などをめぐって通商摩擦が絶えず生じている。その中でも特に知的財産権に関する問題が引続き紛争の種になり、極めて重要な通商問題として扱われてきた。

知的財産権を巡る米中間の紛争は 90 年代に大きく 3 回生じ、2001 年WTO 加盟を契機に新たな特徴を現している。WTO 加盟以前の二国間交渉が加盟後には多国間交渉に変わるなど質的に違う面が見られるので、本稿は、1979 年国交正常化以降から WTO 加盟前までの米中知的財産権紛争を対象とし、スペシャル 301 条の成立背景とスペシャル 301 条による米中両国の知的財産権紛争に関する交渉内容を整理したうえで分析し、なぜ中国で知的財産権が尊重されないのかについて原因を探ることを目的とする。

#### 第1節 先行研究の紹介と本章の視点

知的財産権をめぐる米中紛争の研究としては、まず、日本語の代表的な文献である大橋英夫『米中経済摩擦:中国経済の国際展開』(1998)があげられる。本書の第8章ではスペシャル301条と知的財産権交渉について取り上げられており、1989年米中知的所有権覚書から1996年米中知的所有権合意までの過程と制度的諸問題が詳述されて、知的財産権保護制度の重要性を示しているが、中国側はアメリカの要求を受け入れざるを得ないという立場から分析されている。中国語文献として、李明德『特別301条款与中美知识产权争端』が、1999年まで米中交渉過程を詳しく論述しているものの、制度的解説に終止しており、こうした傾向はほかの中国の文献にも共通している。

本章では紛争の背景にある事実関係を明らかにすることにより、WTO 加盟につながる中国側の主体的な対応という視点から知的財産権紛争をみていきたい。

## 第2節 知的財産権紛争の対象

本章では、以下の議論の前提となる知的財産権の概念を明らかに、とり わけアメリカにおける知的財産権の現状について論ずる。

知的財産権(Intellectual Property Rights)は、TRIPS(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)では私権(private rights)として位置づけられており、第二部の第一節から第七節までの規定の対象となるすべての種類の知的所有権をいう38。つまり、TRIPS上の知的財産権として保護が認められるのは、著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置並びに開示されていない情報の保護ということになる。知的財産権は知的所有権、無体財産権とも呼ばれ、国際条約やそれをうけた各国の保護規定などが設けられている。

知的財産権制度の国際条約としては、WIPO(世界知的所有権機関)が 所管するパリ条約(工業所有権に関する条約)、ベルヌ条約(著作権の国際 保護に関する条約)が挙げられ、またアメリカの国内法としてスペシャル 301条がある。

世界経済の自由化の進展、貿易・投資の拡大、情報通信技術の発展に伴い、知的財産権をめぐる問題がますます重要な要素となっている。現在、米中間で紛争になっている知的財産権に関する製品には、音楽 CD、Laser Disk、映画 DVD、コンピュータ・ソフトウェア、書籍などが含まれ、中国で数多く生産されている海賊版製品が主な紛争対象になっている。世界で科学技術の発展が最も進み、ソフトやコンテンツの開発に優位性を持つ

<sup>38</sup> 広部和也・杉原高嶺『条約集 2007』三省堂, 2007年, 564頁。

アメリカにとって著作権、特許、商標などの知的財産権保護は重要政策であり、7つの著作業組織で構成された国際知的所有権連盟を圧力団体として擁しているので、中国との知的財産権紛争はアメリカにとって重大な通商問題となりうるのである。ここでは、アメリカの著作権産業を挙げて、アメリカ経済における知的財産権の重要性を論じる。

アメリカには、アメリカ出版商協会、商業ソフト連盟、ゲームソフト協 会、アメリカ録画業協会、全国音楽出版協会、アメリカ映画協会、アメリ カ映画発行協会など七つの著作業組織で構成された国際知的所有権連盟が ある。この組織では、1990年、1992年、1993年、1995年、1996年、1998 年にそれぞれ『アメリカ経済での著作産業』という報告書を発表した。報 告書はアメリカ著作権産業を四つに分けている。第1は、映像業、音楽録 音業、書籍、雑誌、新聞出版業、コンピュータソフト業、映画館、広告業、 およびテレビ、衛星放送など産業が含まれる「核心著作産業」、第2は、 繊維製品や建築物のように部分的に著作権を持っている「部分著作産業」、 第3は、著作権を持つようになる商品を企業と消費者に販売する「発行業」、 第4は、コンピュータ、ラジオ、テレビ、ビデオなど設備を生産修理する 「著作権関連産業」である39。アメリカで著作権産業についての統計及び 研究は「核心著作産業」を基準に行われている。1998年の報告書によると 1977年から1996年の20年間で、アメリカ経済平均成長率2.6%に比べて、 「核心著作産業」の平均成長率は 5.5%になる。これらはアメリカ経済の 中で占める「核心著作産業」の地位の重要性を表している。

## 第3節 米中知的財産権紛争の背景

## 第1項 アメリカ通商法の発展

<sup>39</sup>李明德『"特别 301 条款"与中美知识产权争端』社会科学文献出版社,2000年,98~99頁。

80年代アメリカ通商法の中心であったスーパー301条は日本を最大標的としていた。アメリカは日本の自動車などの輸出自主規制を求める一方、日本市場の閉鎖性がアメリカ産業の競争力低下や貿易赤字の原因だとして、日本市場の開放などを強要した。

バブル経済の崩壊後、日本経済が弱まるとアメリカの目標は中国にむけられつつあり、市場の閉鎖性や海賊版などが通商政策の問題となっている。 第2次世界大戦後、アメリカ通商法の展開は、アメリカ経済の変化を背景に大きく四つに分けて説明できる40。

#### < 第 I 期 >

最初の包括的な通商法は 1962 年通商拡大法であり、252 条には外国の不正、不合理、差別的な貿易慣行に対して報復を実施するという内容が規定されていた。当時、農産品を中心に外国政府の不公正な行為に対して報復措置を採る権限が、議会から大統領に与えられたが、1962 年通商拡大法252 条は実際 2 回しか適用されていない。2 回だけの適用は保護主義から無条件最恵国待遇 (MFN) への転換を画した 1934 年互恵通商協定法の風潮が強かったことと、アメリカの圧倒的な経済力が背景になったと思われる。

#### < 第 Ⅱ 期 >

1971年に入って100年以上続いた貿易黒字国から初めて22億8千万ドルの赤字国に転落し、それを背景に、1974年に通商法の修正を行い、貿易利益を保護するための301条を成立させた。

本条では①外国政府が不正、不合理な関税、またはアメリカの貿易に損害を及ぼす輸入制限措置を続けている場合、②不正、不合理な差別政策を 採っている場合、③アメリカ向け輸出、または第三国市場向け輸出におい

 $<sup>^{40}</sup>$ 大橋英夫『米中経済摩擦:中国経済の国際展開』勁草書房,1998年,173~175頁。

李, 前掲書, 1~3頁。

てアメリカ製品の競争力を実質的に低下させるような輸出補助金を提供している場合、④食料、原料、その他製品の供給に不正、不合理制限を設け、アメリカのビジネスに負担と制約強いている場合、大統領はこのような制限や補助金を取り消すために、その権限の範囲内で貿易優遇措置を停止・取消し、対象国の輸出・サービスに対する課税・輸入制限措置などを講じることができると規定し、1962年通商拡大法252条よりも強力な対抗措置を可能とした。1979年には301条の適用範囲や手続きの明確化されている302~306条が追加され、301条の適用範囲や手続きが明確化された。

#### < 第 Ⅲ 期 >

1980年代に入って、アメリカの貿易赤字の増加により保護主義的な傾向が強まり、1984年通商法は修正された。すなわち、301条の適用範囲が直接投資、サービス貿易にまで拡大され、「不正」、「不合理」「差別的」の定義の拡大と具体的な例示がなされ、知的財産権保護が付け加えられた。1984年には『外国通商障壁に関する国家通商見積報告書』(NTE報告書)の発行が制度化され、外国の貿易障壁によりアメリカが受ける損失をUSTR(米通商代表部)が数値化し、その対応策が明記されることになった。

#### <第Ⅳ期>

アメリカが 70 年以上保持してきた債権国の地位から債務国に転落した 1985年には産業界からの国際競争力強化の施策として「ヤングレポート」が登場したが、これを契機に知的財産権保護政策が明確に打ち出され、通商法 301条が通商政策の中心に位置づけられた。さらに、アメリカの保護主義的傾向は、1988年に頂点に達し、報復措置の発動を可能にする「スペシャル 301条」が追加された。

通商法のスーパー301条が日本を目標としたと言うのなら、スペシャル 301条は中国を攻撃の目標としたと言えるだろう。

#### 第 2 項 スペシャル 301 条

アメリカの知的財産権保護においては、国内法であるスペシャル 301 条が上げられる。

スペシャル 301 条とは、外国におけるアメリカ企業の知的財産権保護と 外国に対する市場開放の要求を目的に成立した 1988 年包括通商競争力法 の 1303 条「知的所有権の適正かつ有効な保護を拒否する国の特定」に関 する条項を言う<sup>41</sup>。スペシャル 301 条では、USTR が NTE 報告書を発行し てから 30 日以内に、①知的所有権を適正かつ有効に保護しない外国、② 知的所有権を通して市場開拓を図ろうとしているアメリカ企業に平等な市 場アクセスを提供しない外国を特定することが求められている。具体的に は、USTRは①その通商行為、慣行、政策に著しい問題があり、アメリカ に経済的に不利益を及ぼしている外国、②知的所有権を適正かつ有効に臨 もうとしない外国を、「優先交渉国」リスト、「優先監視国」リスト、「監視 国」リストに特定することが義務づけられている。調査対象国の通商行為、 慣行、政策に改善がみられない場合、当該国からの輸入に対して、関税引 き上げなどの報復措置を発動する権限が USTR に認められている。「優先 交渉国」は知的財産権保護及び知的財産の市場参入を拒否する法律、政策 などが極めて厳しい国のことをいう。つまり、アメリカの利益に大きい損 害を与えた国で、アメリカが優先的に調査を行い、制裁を加える国でもあ る。「優先監視国」は知的財産権保護及び知的財産の市場参入の面では「優 先交渉国」と同じ内容ではあるが、その程度が若干軽いのである。知的財 産権保護及び知的財産市場参入の面にある程度の問題が存在し、改善を行 うべきであるが、改善が見られない場合には「優先交渉国」に特定される。

本来なら、通商法の 301 条及び、スペシャル 301 条は一国の国内法であり、自国のみ効力を発生するものであるが、時には外国政府との交渉に影

<sup>&</sup>lt;sup>41</sup>李, 前掲書, 111頁, 140頁。

響を与えるような、対外関係においても法的効力を発生している。これは、アメリカが持っている広大な市場と強大な経済力が背景にあると考えられる。

スペシャル 301 条が新設される以前は、アメリカの一部企業と民間の知的財産権組合による中国の知的財産権保護の不備についての批判はあったが、米中両国の政府間紛争までは至ってなかった。言い換えれば、1988年包括通商競争力法のスペシャル 301 条の新設は、米中両国の知的財産権紛争の始まりである。

## 第4節 米中知的財産権紛争の展開

WTO 加盟前までの 4 回の知的財産権紛争を全体的に見ると、中国側が徐々にアメリカの主張を取り入れ、制度化した流れがある一方、両国の対立が段々激しくなりつつあることがわかる 42。

#### 第1項 第1回知的財産権紛争(1989年)

知的財産権を巡る大きな紛争は 90 年代に起きてはいるが、スペシャル 301 条が誕生する 1988 年以前から、知的財産権保護問題に関して言及された。国交正常化を果たしたその年の 1979 年 7月 7日に締結された「米中通商協定」際には、特許、商標、著作権の保護に関する条項が含まれていたし、両国はお互い相手国の著作権など保護することが決められた。これを契機に、知的財産権保護に関する意識が殆どなかった中国は 1982 年に商標法を制定、1984 年に特許法を制定するなど知的財産権制度整備が始まったが、それは、米中両国間の整備における当時の大きな段階的差異を示す一方、将来両国の知的財産権をめぐって生じる紛争を暗示していた。

 $<sup>^{42}</sup>$ 大橋, 前掲書,  $197\sim210$  頁。李, 前掲書,  $175\sim222$  頁, 刘阳『对中美贸易摩擦的专题法律研究/当代经济前沿文库』东北财经大学出版社, 2006 年,  $67\sim71$  頁。

スペシャル 301 条は 1988 年 10 月 3 日に正式に法律として成立し、翌年から効力が発生した。アメリカは早速 1989 年 5 月に中国に知的財産権保護を要求した。その理由としては、中国には著作権法が存在しないし、著作権に対する保護が不十分なため、コンピュータ・ソフトの海賊版などが広い範囲に渡って流通していることと、中国の特許法はアメリカ製医薬品・化学品に対する保護が充分ではないということが指摘されている。

中米両国は 1989年 5 月 18 日と 19 日の二日間知的財産権保護問題の改善についての交渉を経て、覚書が交わされた。その覚書には、①中国は 1989年末まで全国人民代表大会(全人代)常務委員会に著作権法案を提出し、全人代でこれを通過させること、②コンピュータ・ソフトを著作権の保護対象とすること、③著作権法案が通過されたら、外国から輸入される著作物について著作権保護を行うべきである、④特許法案改正については 1989年末に完成し、国務省の審議を受けること、⑤中国政府は知的財産権関連法規を実施すると同時に、教育専門員と国民に知的財産権の重要性を充分認識させること、⑥アメリカは中国とまじめな交渉ができたことを認め、「優先交渉国」から外すことを約束すること、⑦両国政府は先進技術による協力の重要性を強調し、適切な知的財産権条約の成立に力を入れる、⑧両国は経済関係の更なる発展を果たすためにお互い協力し合うなど、8点の内容が含まれる。

同年 5 月に USTR はスペシャル 301 条に基づき、初のリストを公表したが、中国は、ブラジル、インドなどと並んで「優先監視国」に特定された。 1990 年 4 月、二回目の公表リストにも中国は引続き「優先監視国」に特定された。

第1回の知的財産権交渉は中国の知的財産権関連法の整備に関するものが争点になっていた。中国は覚書の交渉内容に基づき、1989年に「標章の国際登録に関するマドリッド条約」への加盟を果たし、1990年9月に「著作権法」を成立させると同時に「特許法」の保護期限と範囲に関する改正

を行った。

1989年~90年の第1回の紛争においてアメリカは、初めてスペシャル301条を実施したが、知的財産権紛争の期間が短く、摩擦の程度が弱いところから、多くの人にとって、通商摩擦であった印象が薄い。しかし、この紛争はスペシャル301条の誕生以来、初めての中米間知的紛争であり、これは中国の知的財産権保護の関連法規成立に役割を果たす一方、これから起きる中米知的財産権紛争につながる1段階であった。

## 第2項 第2回知的財産権紛争(1991年)

1991年4月、USTR は中国の知的財産権関連法制度及び政策が不十分だとして、中国をインド、タイとともに「優先交渉国」に特定し、スペシャル301条調査を開始した。

スペシャル 301 条発動において、次の 4 つの内容が争点になった。①特許法に不備がある。特に、医薬品と農業化学品を含む化学品に特許の保護を与えていない、②中国以外の海外で最初に出版されたアメリカの著作物に著作権保護を与えていない、③著作物保護に対する著作権法及び関連規則レベルが低すぎる、④トレード・シークレット(営業秘密)の保護が不十分である。

これに対して、中国側は次のように反論した。80年代に入って、中国は知的財産権制度の整備を開始し、大きな発展をみせた。既に商標法と特許法を施行しているし、著作権法もまもなく施行することになる。著作権法ではコンピュータ・ソフトを特殊な製品として保護することを規定している。同時に中国は1980年6月に世界知的財産権機関(WIPO)に加盟し、1985年3月に「工業所有権の保護に関するパリ条約」に加盟、1989年に「標章の国際登録に関するマドリッド条約」などの国際条約に加盟した。これ以外にも、中国は国内法を利用して知的財産権問題を解決及び保護している。このように法的制度を整備する一方で、発展途上国として一気に

先進国並みに知的財産権レベルを引き上げるのは不可能だとも主張している。

米中の最初の交渉は 1991 年 6 月に北京で行われたが、両国の要望が大きく異なり、合意に達することができず、1992 年 1 月まで延長することになった。また、アメリカは中国からの輸入に対して関税引き上げによる報復措置をとる方針を明らかにした。報復リストに掲載された品目は、繊維製品、履物、金物、電子機器、時計、宝石、薬材、ビールと多岐にわたり、その総額は 4 億ドルになるが、報復リストの発表は中国側の猛烈な反発を呼んで、中国も総額 12 億ドルにのぼる報復関税リストを発表した。その報復対象には、航空機、綿花、トウモロコシ、鋼鉄、化学品などが含まれた。

2回目の知的財産権紛争は、6ヶ月間に及ぶ長い交渉が続いたが、報復合戦を回避しようとする中国側の考えもあり、米中交渉は1月16日にようやく合意に達し、知的所有権了解覚書に調印した。了解覚書には、第1に、著作権の保護に関して中国は「ベルヌ条約」と「レコード・テープの著作権の保護に関するジュネーブ条約」に加盟すること、及び著作権法を改正することに合意した。すなわち、海外で最初に出版された著作物及び既存の著作物を保護対象にすることである。第2に、特許については、中国はすべての製造・製品特許を保護対象とすることに合意した。また保護期間は出願後15年間から20年間に延長される。第3に、トレート・シークレットの保護に関しては、中国は1994年1月までに不正競争防止法の立法化を進めることに合意した。

了解覚書に調印後、中国は知的財産権関連法制度の改善に努めた。1992年 9月には特許法の改正が行われ、医薬品、化学物質などを保護するようになり、著作権では 1992年 10月に「ベルヌ条約」、1992年 10月に「万国著作権条約」に加盟し、1993年 4月には「レコード・テープの著作権の保護に関するジュネーブ条約」に加盟するなど積極的な動きをみせた。ま

た、1994年6月に中国国務院では「中国知的所有権保護状況」という白書を発表して、知的財産権関連法制度の面で大きな変化を見せている。

その後、USTR は中国の知的財産権関連法制の改善を認め、中国を 1992年と 1993年 2年間「監視国」リストに特定し、知的財産権の保護を監視することとなった。

## 第 3 項 第 3 回知的財産権紛争(1994年)

中国の知的財産権制度においては改善があったものの、現実には知的所 有権の侵害が減少しないことで、1994年6月30日に USTR は中国を再度 「優先交渉国」に指定し、スペシャル 301条調査を発動した。第3回目の 中米知的財産権紛争の焦点は知的財産権関連法制度の改善より、法制度の 実行と知的財産権の市場参入へと変わった。今回のアメリカ側の要求は次 の三つであった。第1は中国が法制度実行グループを組んで、知的財産権 保護の違反者を処罰し、知的財産権保護に違反する製品を没収すること、 第2は中国が知的財産権保護関連法制度を強化し、機能できる法務関係を 構築すること、第3は中国が知的財産権製品に対して市場開放することで ある。この3点に対して中国側は15年間でほぼ完璧な知的財産権関連法 律体制を整備しているし、まだ不備なところは存在しているが、中国の知 的財産権保護体制の進展は目を見張るものである。また、外国が中国の内 政に干渉することには反対すると主張した。交渉は長引き、1995年2月に まで延期すると同時に、アメリカは輸入の伸びが著しい中国製品を中心に 10 億 8 千万ドルにのぼる最終報復リストを提示した。ここでは中国からの 輸入 35 品目に対して 100%の関税を課すこと、関税引き上げは 2 月 26 日 に実施することが決定された。

これに対して中国側も対外貿易法により、①アメリカ製ゲーム機、カードゲーム、テープ、CD、タバコ、酒、化粧品に対する 100% 課税、②アメリカ製映画・テレビ番組、ビデオ、LD の輸入停止、③アメリカの音響映

像製品協会、国際知的財産権同盟、ビジネス・ソフトウェア連盟との協力 関係の停止、④アメリカの音響映像企業が中国の法規に基づき提出する申 請の受理停止、⑤アメリカの自動車メーカーとの大型自動車が合併プロジ ェクト交渉の停止、⑥アメリカ企業の対中投資申請の受理停止からなる報 復措置を明らかにした。

中米両国の報復合戦が続くなか、USTR代表団を率いた C.バシェフスキー次席代表は、2月22日から呉儀部長とソフト保護や市場アクセスなど 8分野にわたる争点をめぐって協議を繰り返して、米中両国はようやく歩み寄りをみせ、1995年2月26日に交渉は合意に達した。

1995年の中米知的財産権実行合意以後、USTR は 1996年初めまでに中国側と 18 回の協議を繰り返した。一連の米中協議では①海賊版 CD、CD-ROM、ビデオ CD を製造しつづけている 34 工場に対する取り締まりの強化、②コピー製品の輸出に対する税関の取り締まりの有効性、③捜査、刑事訴訟、刑事処分のレベル、④純正コンピュータ・ソフト、音響映像製品、出版物の市場アクセスの改善が焦点となった。

1995年4月29日に発表したスペシャル301条審査報告で、中国は「優先交渉国」からはずされ、もっとも軽い「監視国」に指定された。

#### 第 4 項 第 4 回知的財産権紛争(1996年)

1996年4月30日にUSTRは、中国において知的財産権侵害が続いているし、1995年中米知的財産権実行合意が十分に履行されていないことを理由に、中国を「優先交渉国」に再度特定した。当年指定された「優先交渉国」は中国だけであった。1996年5月15日にバシェフスキー次席代表は、30億ドルの中国製品を対象とする報復措置の暫定リストを発表した。アメリカの報復措置を回避するために中国がなすべきことは、①アメリカ製CDのコピー製品を製造している工場に対して断固たる行動をとり、非合法行為を発見した場合には、営業停止、コピー製品と製造装置の没収・焼

却、刑事訴訟に基づき刑事処分を課すこと、②広東省と経済特区における 違法活動を一掃すること、③国境での取り締まりを厳格に行い、容疑のある製品の差し押さえ、コピー製品の没収・焼却、また登録制度の確立に努めること、④市場アクセスを改善し、アメリカの音響映像ソフトやコンピュータ・ソフト企業との合弁、公式・非公式の輸入割当の削減、中国企業とのライセンス契約、収入分配ベースに基づくアメリカ映画の輸入を認めること、とされた。

これに対して中国も 1995 年とほぼ同様な報復措置を発表した。交渉の最中に、中国は不法 CD 工場を閉鎖し、広東省で 7ヶ月の法制度実行期間を設け、知的財産権を侵害する生産者及び関連業者に制裁を行うなど積極的な動きを見せた。また、海関で知的財産権侵害物の検査を行い、知的財産権の市場参入については音響製品の合弁会社を成立してアメリカの映画、ソフトウェアなど輸入する形を取った。このような一連の行動から 1995年合意内容を積極的に実行しようとする中国の意欲がみえる。

両国間では知的財産権保護において意見が対立し、さまざまな摩擦が存在しているが、お互いに主要な貿易相手国として、中国もアメリカ市場を失いたくないのと同じく、アメリカも中国の市場を求めているということから、1996年6月6日最終交渉が非公式に始まった。知的財産権の侵害が極めて深刻な同省における取締り活動の報告を受けることで、中米交渉は6月17日に合意に達し、同日USTRは過去数週間の中国の努力は1995年中米知的財産権実行合意の精神に則ったものであると評価し、中国をスペシャル301条の「優先交渉国」リストから外すとともに報復措置を取り下げた。

1997年4月30日に発表したスペシャル301条審査報告では、中国が大きな進展を見せてはいるが、大量の知的財産権の侵害が引き続き発生していることから306条による監視をし続けた。306条はUSTRが1997年スペシャル301条審査報告のときに制定したもので、外国の合意内容関連実

施を監督する規定である。中国がコピーCD の輸出制限に力を入れているが、海賊版 CD などが相変わらず問題になっているので、306 条を通じて1995 年と 1996 年知的財産権協議の実行について監視を行うのである。

1998年5月1日に発表したスペシャル301条審査報告で、USTRは引き続き中国を306条監視に指定して、中国の実行に関連する約束を守るようにした。1999年4月30日のスペシャル301条審査報告の発表でも3年連続して306条監視に指定された。

以上4回の紛争からみると、中国はアメリカの国内法301条の発動に厳しく反発しながら、知的財産権関連法を整備していくなど顕著な進展をみせた。しかし、アメリカ側はこうした進展に一定の評価を与えながらも、中国側での制度の整備に実行が伴わない点を依然として問題としているのである。

# 第5節 小括

本章では国交正常化以降から WTO 加盟以前の米中知的財産権紛争、つまりスペシャル 301 条による紛争を対象に分析を行ったが、最後に、本稿で明らかになったことを示す。

中米知的財産権紛争の対象である知的財産権保護がアメリカにとって極めて重要であり、知的財産権保護のために国内法 301 条を設け、知的財産権保護の不備な国に適応させた。逆に、知的財産権の歴史が浅い中国は知的財産権に対する意識がほとんどなかったが、アメリカとの通商摩擦をきっかけに知的財産権法整備が進められた。さらに、WTO 加盟にあたっては、TRIPS 協定などの国際ルールとの整合性を保つよう、法制度がほぼ完備された。

しかし、知的財産権関連法制度が万全であっても、国内の事情に合わなければ、知的財産権保護の基準と現実は乖離してしまうので、長期的視点に立った先進国の理解と譲歩が必要である。と同時に、中国も知的財産に

関する意識を高め、規制を強化しながら、EVD (Enhanced Versatile Disc) や第 3 世代移動通信、漢方薬など強みを見せる中国独自の知的財産権を増やすための政策を採るべきである。

# 第4章 WTO 加盟後の米中間の知的財産権紛争

中国は、2001 年 12 月 WTO (世界貿易機関) 加盟を契機に、著しい経済発展を遂げ、世界経済でも高い成長率を維持している一方、TRIPS 協定 (知的財産権の貿易関連の側面に関する協定) に従って、知的財産関連法の改正を行い、徐々に国際基準に接近しつつあるが、知的財産権をめぐる中国とアメリカ間の通商摩擦は依然として焦点になっている。

本章では、中国 WTO 加盟後の中米知的財産権紛争を対象とし、TRIPS 協定による知的財産権紛争内容を整理した上で WTO 加盟以前の紛争と比較して分析を行うと同時に WTO 加盟後現れる紛争の新たな特徴と動向を明らかにして、中米知的財産権紛争の行方について考察したい。

#### 第1節 中国の知的財産権の現状

#### 第1項 知的財産権関連法制度の整備

中国は 1990 年代から商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法等の知的財産権に関する法律を整備してきたが、WTO 加盟を契機に、TRIPS協定との整合性を図るため、知的財産権関連法の大幅な改正を行った。TRIPS協定の要求に合致させるため、知的財産権に関する主要な法律である特許法、著作権法、商標法を改正し、2001 年より施行した。その他の法制度においては、著作権法の保護対象の1つであるコンピュータ・ソフトウェアについて 2002 年 1 月 1 日より新しいコンピュータ・ソフトウェア

保護条例を施行することにした。また、2003 年 12 月 2 日に新しい「知的財産権税関保護条例」を公布した。新条例は WTO 加盟後における国内外の知的財産権者の合法的権益を保護するために、法的根拠を提供している。WTO の加盟に伴い、中国では「技術輸出入管理条例」が 2002 年 1 月から施行された。2004 年 4 月 6 日、「対外貿易法」が改正され、同年 7 月 1 日より施行されることになった。同改正では、対外貿易に関する知的財産権保護という内容を設けている。1997 年 10 月 1 日から刑法にはじめて「知的財産権侵害罪」が設けられたが、その後も模倣品問題が続出することから、2004 年 12 月 21 日、最高裁判所と最高検察所は連名にて「知的財産侵害関連の刑事案件処理の具体的法律適用に関する若干問題の解釈」という規定を公布し、知的財産権侵害罪の適用要件を緩和した。中国政府は国内外からの要請に応じて知的財産権の保護、取り締まりの強化に積極的に取り組んで、2005 年には白書『中国の知的財産権保護の新たな進展』を発表するなど非常に重視していた。

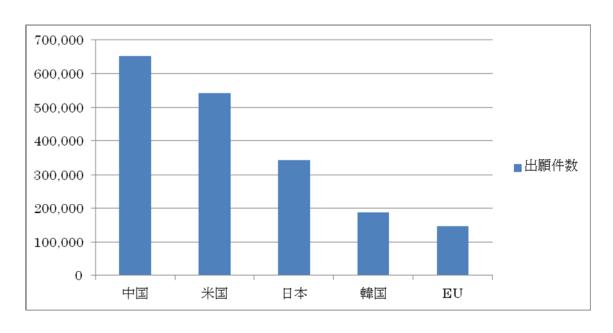
#### 第2項 特許の出願

知的財産権制度の整備につれて、中国の知的財産権の面で著しい発展が 見られた。それは特許の面からわかることができる。

「中華人民共和国専利法」が実施された当初、1985年に中国の特許出願総件数は14,372件であったが、2000年1月には、国内外出願の総件数は100万件も超える大幅な変化があった。この15年間の年間平均増加率は17.3%に達していた。その後の4年間における科学技術の著しい発展と知的財産権制度に対する関心の高まりによって、増加率は23.1%と一段と高まっている。90年代以来知的財産権関連法規を整備し続けてきたし、またWTO加盟をきっかけに、特許法2回、商標法2回、著作権法1回等の知的財産権関連法の改正が行われた。改正後は世界共通のTRIPs協定の適用

にとどまらず、先進国と同等の法制度が整備されつつあると世界各国から も認知されてきている。

2013年12月に世界知的所有権機関(WIPO)が発表した「世界知的所有権統計」によると、2012年の世界の特許出願は、受け付け国・地域当局別件数で中国が65万2777件となり、2年連続で1位となった。2位は54万2815件の米国で、日本は34万2796件で3位になる。中国は前年比24.0%の増加で、米国は7.8%増。日本は0.1%増にとどまった。4位は韓国、5位は欧州連合(EU)であった。世界全体の特許出願件数は前年比9.2%増の約235万件だった。



図表 4-1 2012 年世界知的所有権順位

出所:世界知的所有権機関(WIPO)より作成

以上の統計からわかるように、中国知的財産権の面では著しい変化がみられ、特許の面ではすでに全世界トップになっている。一方、中国の知的財産権に関する訴訟問題も増えつつある。知的財産権に関する訴訟は国際的だけではなく、国内の中国企業同士の知的財産に関する争いが増えているなど、紛争は多様化している。このような訴訟の急増の原因は次の3つぐらい考えられる。1 つ目は中国における経済活動が以前より活発化して

いることである。アメリカ、日本などここ数年で企業が急成長を続ける中国に進出したために、以前と比べて知的財産をめぐって紛争が起きやすい環境となった。2つ目は、中国における訴訟制度の利便性の高さである。中国においては、他の国と比較し弁護士費用が安く、かつ、判決がでるまでの期間は極めて短い。加えて、国内びいきとなりやすい知的財産権の訴訟において比較的公平な判断がくだされやすいという。3つ目は、中国企業における知的財産権に関する関心が高まっていることである。中国の企業において研究開発が盛んとなった結果、知的財産権を行使する企業が増加した。

次の章では、中国の知的財産権紛争問題において、もっとも重要である 中国の知的財産法制度の仕組みについて探ってみようと思う。

## 第2節 米中知的財産権紛争(WTO加盟後)

#### 第 1 項 第 1 段階(2001年~2004年)

中国の WTO 加盟後、知的財産権関連法整備への努力はアメリカに認められ、両国の通商摩擦はある程度緩和された。また、2002 年から毎年行われる中米知的財産権円卓会議は問題への交渉及び解決において重要な役割を果たしていたので、2003 年までは中米知的財産権紛争は依然として生じたものの、90 年代のような激しい衝突はなかった。

# 第 2 項 第 2 段階(2005年~現在)

2004年に入って、アメリカは中国政府にプレッシャーを掛けはじめ、9月に米通商代表部(USTR)は中国へ海賊版対策活動の詳細及びデータの提供を求めた。これは新たな中米知的財産権紛争を表している。翌年3月に発表された「2004年貿易年度報告」では中国製品の侵権問題を取り上げ、2005年の対中通商交渉の重要課題とした。USTRは4月に発表した米通商

法スペシャル 301条(知的財産権の侵害国・行為の認定と制裁条項)に基づく年次報告書では、中国を 1996年以降始めて「優先監視国」に指定し、WTO の紛争処理手続きの活用も視野に、著作権の侵害や模造品への対策強化を求めていく方針を示した。報告書は中国が、昨年 4 月の米中通商高官協議に基づき、知的財産権の保護対策を行ったことを評価しつつも、米企業が有する映画や音楽、ソフトウェアなどの海賊版が知的財産権へ侵害が依然深刻で、著作権侵害だけで年間で最大 38億ドル(約 4000億円)の損失と、許容しがたいレベルにあると指摘し、3 ヶ月以内に具体的な措置を示すよう求めている。

2006年5月にUSTRが発表した「スペシャル 301条」報告でも、中国は再び「優先監視国」に指定され、報告の1/4相当内容が中国の知的財産保護状況及び存在問題に関連するものであった。「スペシャル 301条」の報告書でこのように一つの国に対して評価したのは前例のないことである。

知的財産権をめぐる中米摩擦は WTO 加盟以前の紛争に比べて程度は弱いとはいえ、知的財産権侵害の現状は引き続き、やがて、2007年4月に米国は中国の知的財産権保護が不十分だとして、中国を WTO へ正式に提訴することになった。米通通商代表部が WTO に提訴すると発表したことを受けて、中国側は知的財産権の保護で中国が大きく先進したことを無視していると不満を表した。2年弱という長い時間に渡って行われた紛争に、WTO は米側の主張を大筋で認める紛争処理小委員会(パネル)の最終報告を公表した。WTO は中国が TRIPS に違反したことを認め、「当局が押収した海賊版のソフトウェアや映画の破棄」および「海外製品に与える法的保護の強化」を命じた。一方、「規模が小さい海賊行為については刑事処分を免除する中国の法律」について、「改定の必要はない」と判断した。米側は中国製の偽造品によって国内の音楽、映画、書籍、ソフトウェア産業は年間およそ37億ドルの損害を受けていると主張している。

## 第3節 米中知的財産権紛争の特徴(WTO 加盟後と加盟以前を比較して)

WTO 加盟後の紛争は加盟以前に比べて、新たな問題と新たな特徴を現している。

まずは、米国の国内法である「スペシャル 301 条」による二国間交渉から WTO による多国間交渉に変わるなど質的に違う面がみられる。

次は、中米知的財産紛争の場をみると、WTO 加盟以前は中国国内に集中したが、WTO 加盟後中国の対米輸出製品が知識・技術集約的なハイテク製品へ転換するなど輸出構造の高度化とともに対米輸出の拡大により、アメリカ国内も紛争の場となりつつあった。

また、制度的な問題から商品問題への高度化する面もみられる。21世紀に入ってから知的財産権関連法が整備されていくと共に紛争は多様化、複雑化しつつある。

## 第4節 小括

中国の経済的成長と中米間の相互依存度の増加により、今後、米国の通 商政策は中国側の更なる責任感のある役割を求めるだろう。従って、紛争 は日々複雑化されると同時に深化しつつある。また、両国間の貿易の不均 衡は引き続き知的財産権の紛争に拍車を掛けると思われる。

# 第5章 米中間知的財産権紛争の行方

## 第1節 中国の通商政策

中国は WTO 加盟に伴って知的財産権諸法を一斉に改正した。まず、2000年8月25日に特許法を第二次改正し、同日に著作権法も改正した。また集積回路設計保護条例を2001年5月に制定し、さらに知的財産権とも関係する技術移転関連法規として2001年10月31日には従来の「技術導入契約管理条例」を廃止し、これに換えて「技術輸出入管理条例」を制定した。

上記の法改正等は、TRIPS 協定へ適合することを主な目的としてなされた。それは、TRIPS 協定が世界貿易機関を設立するマラケシュ協定付属 IC として調印されたものであって、WTO 設立にあたって加盟国が共通に具備すべき要件を定めたものだからである。中国知的財産権諸法の今回の改正では、TRIPS 協定との関係では商標法において多くの改正がなされた。これは従来の中国商標法には TRIPS 協定の要件を充足しない点が多かったか、これらを是正したことによる。これに対し、特許法の改正は TRIPS 協定との関係では比較的少なかった。これは、中国が WTO の前身である GATT 加盟を目指して、既に 1992 年の第一次改正特許法において国際レベルに近い水準を実現していたことによる。また、著作権法に関してはTRIPS 協定の規定自体が簡素であって、主にベルヌ条約規定の実現を加盟国に要求することを内容とするものであって、中国は既に 1992 年にベルヌ条約(および万国著作権条約)への加盟を果しているため、多くの改正を要しなかったことによる。

中国の特許法は、1984年3月12日に第6期全国人民代表大会常務委員会第4回会議で採択され、1985年4月1日から施行された。その後第一次改正が、1992年9月4日に第7期全国人民代表大会常務委員会第27回会議で採択され、1993年1月1日から施行された。さらに、2000年8月25日に第9期全国人民代表大会常務委員会第17回会議において「中国特許法を改正することに関する決定」が採択され、これによって改正された。したがって、第二次改正法は2001年7月1日より施行された。中国特許

法の第二次改正にあたっては、以下の三点を目的とするものであることが国家知識産権局によって表明されていた。①中国特許制度を国際的基準に合致させること。すなわち、中国のWTO加盟を目前にして、「TRIPS」協定に適合する規定とすること、加入済の特許協力条約にもとづきPCT手続に関する規定を盛り込むこと。②特許出願に対する審理の期間を短縮し、特許権を早期に確定すること。③特許権の効力を強化することである。

中国国務院新聞(報道)弁公室は 2005 年 4 月 21 日に、白書『中国の知的財産権保護の新たな進展』を発表し、中国政府による知的財産権保護のための厳しい努力と大きな進展について全面的に紹介した。中国が知的財産権に関する白書を発表したのは 1994 年以降 2 回目である。

#### 第2節 中国の知的財産権の仕組み

中国では日本の「知的財産基本法」のような政策的法律規定は設けられていない。知的財産権に関する保護法は、特許法、商標法、著作権法、不正当競争防止法などの部門法に加え、国務院が各法律に対して制定している実施細則、条例、また最高人民法院あるいは最高人民検察院が公布した司法解釈がある。

#### 第1項 知的財産権の行政執行機関

中国における知的財産権関連法令の主な執行機関には、国家知識財産権局、特許管理機関、工商総局、国家版権局、税関総局、植物品種権審査許可機関などがある。国家知識財産権局は国務院の直轄機関であり、最高位の特許管理機関で、日本の特許庁に相当する。商標法は商標の登録、使用、保護等に関する法律であり、国務院の直属機関である国家工商行政管理局が商標権の管理機関となる。著作権法は日本の著作権法の影響を強く受けており、日本法とほぼ同じく、文学、芸術及び科学上の著作物の著作権並びに著作権に隣接する権利及び利益保護の拠りどころとなっている。国務

院の著作権行政管理部門が全国の著作権に関わる管理業務を主管している。 このように、知的財産権関連制度は内容によって、管理機関が違ってき ている。

図表 5-1 中国知的財産権関連法の執行機関

法規	執行機関	主な業務
特許法	国家知識財産権局	中国の特許業務および知的財産権関連業務の対
		外交流
	特許管理機関	特許法の普及と発明の促進、特許紛争処理
商標法	工商総局、商標局	商標登録出願の受理、審査、登録
	(地方)工商行政管理局	商標侵害行為の取締り
著作権法	国家版権局	著作権の登録及び侵害事件の処理、コンピュー
(コンピュータ・ソフトウェ		タ・ソフトウェアの登録申請の受理、審査、許
ア保護条例を含む)		可、侵害事件の受理
植物新品種保護条例	国家林業局、農業部それぞれに所	植物新品種出願の受理、審査および許可、紛争
	属する新品種審査許可機関	の処理
不正競争防止法	国家工商行政管理局公平交易局	不正競争行為の処理
税関における知的財産権保	税関総局	知的財産権の税関における登録の受理税関にお
護条例		ける侵害事件の処理

出所: 前掲書 IP トレーディング・ジャバン株式会社(2006)(中央経済社)46 頁より作成。

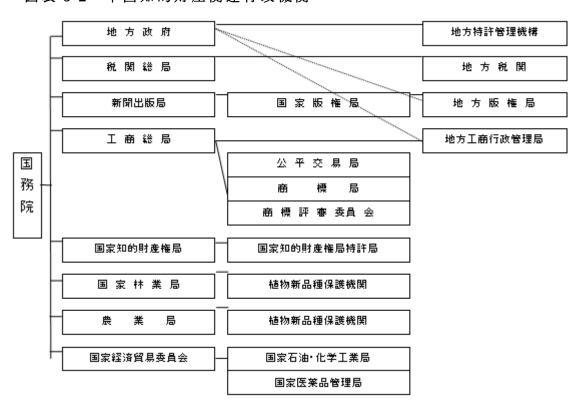
## 第2項 知的財産権関連行政機関の組織構造

知的財産権の保護に関わる行政機関の組織構造をみると、国務院は中国の行政立法権や法律議案の提出権を有する最高国家行政機関であり、その下部機関が各知的財産権保護の役割を果たしている。さらに、中央政府の各機関に対した地方機関が、中央機関の指導を受けながら各担当業務を行っている。国務院は中央人民政府であって、国務院総理は国家主席が指名及び任命し、全人代で決定する。

知的財産の侵害に対して司法手段の人民法院(裁判所)に訴訟を提起す

る場合と異なり、行政救済手段は各行政機関に申し立てを行う。紛争を担当する行政機関は知的財産権の種類によって異なる。例えば、特許、実用新案、意匠権の侵害に対しては「知識産権局」、商標権、不正競争行為に対しては「商標局」、著作権に対しては「版権局」である。また、税関で保護を受けられる対象は、輸出入に関わる特許、実用新案、意匠、商標権、著作権などすべての知的財産権である。

国家知識産権局には、特許出願の受理、審査などの業務を行う国家知識産権局専利局と、不服審判及び無効審判の審理を行う国家知識産権局専利復審委員会が設けられているほか、弁公室、条例・法規司、国際合作司、企画発展司という5つの職能司が設置されている。国家工商行政管理総局は、国務院の直属機関として市場の監督管理及び行政法執行の任にあたる。具体的には商標申請の受理、審査、不正競争行為の監視・調査等の業務を担当する。



図表 5-2 中国知的財産関連行政機関

出所:前掲書 IPトレーディング・ジャパン株式会社(2006)

(中央経済社) 47 頁より作成。

以上のように、中国と日本は知的財産権を取り扱うことにおいて、相違 点がある。日本では、特許、実用新案登録、意匠、商標すべてについて特 許庁が管轄しているが、中国では商標出願は「国家工商行政管理局」で審 理されるし、二つの機関とも国務院の直轄機関である。

## 第3節 中国の知的財産権紛争処理方法-[三審合一]裁判モデル

中国では知的財産権紛争を処理する際には、基本的に「行政ルート」と「司法ルート」二つのルートによって解決をしている。また、侵害の救済の場面でも、「司法」が判断する以外に「行政」がこれを判断することができる。これは、侵害事件は民事事件に該当し、行政が関与することはなく、当事者間の紛争として「司法」の判断に委ねられる日本の処理方法とは違いがある。しかし、近年、特許の出願の増加など知的財産権が増えることによって、知的財産権訴訟問題も増えてきて、裁判上十分な効果を得られないため、紛争処理方法改善の必要性が出てき始めた。

では、「行政ルート」と「司法ルート」の概要について分析しながら、 存在する問題点を確認することで、現在政府が推進している「三審合一」 裁判モデルの導入について検討してみたい。

#### 第1項 行政ルートとは

まず、「行政ルート」とは行政の判断を仰ぐ場合を「行政ルート」という。 中国で、知的財産権の侵害行為が行われた場合、各行政地域にある「地方 知的財産権管理機構」に訴え出ると、これらの行政機構が侵害、非侵害の 判断をしたうえで、侵害品に対して取り締りを行うのが、「行政ルート」と いわれるものである。

行政ルートを利用する場合、専利権(特許権、実用新案権、意匠権)の 紛争に関するものは、各地方の「知識産権局」で、商標権および不正競争 行為に基づく紛争に関するものは、各地方の「工商行政管理局」で、著作 権の紛争に関するものは「地方版権局」において、それぞれ当事者の申立 によって、紛争の解決が図られることになっている。

行政ルートのメリットは、比較的低コストで、迅速な取り締まりが図れるというところにある。次にみる「司法ルート」、すなわち、人民法院(裁判所)での判断には、それなりの時間も費用もかかるので、訴訟を提起する際には、この行政ルートの利用を検討することも有用である。

#### 第2項 司法ルートとは

司法に判断を委ねる場合を「司法ルート」と解釈している。中国でも、民事事件の解決は司法判断に委ねられる。知的財産権の侵害行為が行われる場合も民事的救済を受ける場合には、いわゆる「司法ルート」といわれる裁判所へ訴訟の提起ができる。

しかし、知的財産権、すなわち、戦利権(特許権、実用新案権、意匠権)、 商標権および不正競争行為に基づく紛争に関するものについては、それら 行為の差し止めを「行政ルート」によっても請求することができるのは中 国の特色である。

司法ルールは、すなわち、人民法院での判断は、日本の司法制度とほぼ同様で、裁判管轄裁判所があり、原告と被告の当事者対立構造により、弁論主義に基づき、当事者の申し立てた事項を裁判所が審理していくことになる。裁判所での審理も迅速化してきているとはいえ、まだ行政ルートよりは、時間も費用もかかるといわれている。しかし、行政ルートで出された行政命令の執行力が行政庁になく、司法の手を借りることになるので、場合によっては、最初から司法ルートを選択したほうがよい場合もある。

特許(専利)権の紛争に関する場合は、各地の「地方知識産権局」が、 商標権と不正競争行為の紛争に関する場合は、各地の「地方工商行政管理 局」が、そして、著作権に関する紛争の場合は、原則として各地の「地方 版権局」が窓口となる。申し立てでは、次の五つの「申し立て要件」をす べて満たさなければ、受理されない。

#### 第3項「三審合一」裁判モデル

現在、中国では一つの知的財産権紛争について、刑事訴訟・行政訴訟・ 民事訴訟と別々の訴訟になっていて、いわゆる「三権分立」という訴訟裁 判体制になっているのが一般的になっている。しかし、知的財産権訴訟裁 判体制において、次のいくつかの問題が存在している。

まず、裁判手続き上の問題による紛争解決の長期化である。行政ルートで紛争の処理を求める場合には、権利侵害を認定することはできるが、損害賠償に対する裁定を下すことができないので、改めて人民法院に民事訴訟を提起することになる。この場合には機関が異なるため、新たに異なる手続き経て処理せざるを得なくなるので、司法資源の浪費が生じるし、判決の抵触も招きかねない。もし、当事者が不服で再び訴訟を提起する場合には訴訟は循環に陥ってしまい、民事手続きと行政手続きの重複で、訴訟の長期化が発生してしまう。また、民事手続きと刑事手続きにも不都合が生じる。中国では、知的財産権権利侵害事件処理において、刑事裁判を先に行ってから、民事裁判を行うことになっているので、同一の権利侵害事件について、異なる法院の異なる合議廷によって、異なる訴訟手続きで審理されるため、矛盾した裁判が下される可能性もあり得る。このような場合には、公安機関が刑事事件に関して立案した後、進行している民事裁判手続きは中止されるので、訴訟期間は長期化される。

次には、裁判基準の不一致の問題である。地域間の経済や知的財産権事件数、司法官の裁判経験などの違いによって、損害賠償認定の基準も不一致になる可能性がある。

最後には司法資源の浪費と訴訟効率の低下である。一つの知財紛争事件が、刑事、民事、行政に同時に係る場合には、それぞれ刑事裁判廷、民事裁判廷、行政裁判廷によって審理されるので、訴訟手続きの消耗を引き起

こすだけではなく、同一事件に対して繰り返しの審査が行われることになるので、処理効率の低下をもたらすことになる。

以上のような問題点の解決へ向けて、近年中国の知的財産権戦略の一つとして、「三審合一」裁判モデルを推進している。「三審合一」裁判モデルとは、「知的財産権事件の民事、刑事、行政三審合一」の略称であり、人民法院が専門の知的財産権裁判廷を設立し、中国の民事訴訟法、行政訴訟法、刑事訴訟法に規定する訴訟手続に基づいて、管轄地域内の各種の知的財産権民事事件、行政事件、刑事事件を一括して審理する制度である。

現在、模索中の主要なモデルは浦東、福建、西安、武漢、重慶の五種類で、全国の範囲から見れば、「三審合一」のモデルは主に浦東モデル、福建モデル、西安モデル、武漢モデル、重慶モデルがある。

その中で、浦東は中国で最も早く「三審合一」裁判モデルを実践された 地域である。1996年1月1日、上海市高級人民法院から授権を受けて、 浦東区基層人民法院は知的財産権関係民事、行政、刑事事件の集中的な審 理を始め、知的財産権司法保護の"浦東モデル"を形成し、2008年8月 には、上海市高級人民法院は全面的に知的財産権「三審合一」を配置して 実施し、上海は名実ともに「三審合一」を先に実行する先駆者となった。

2005年に、最高人民法院は「知的財産権司法保護構造に関する調査研究」を確定し、正式に「三審合一」を調査研究計画に組み入れた。2007年には、最高人民法院は明確に、裁判体制と業務メカニズムの探求と整備をさらに進め、知的財産権事件の特徴に適する裁判体制を創立することを提起した。また、知的財権保護の及び管理能力の向上を目的に、国務院は2008年6月に「国家知的財産権戦略綱要」を公布し、戦略的措置の一つとして、知的財産権の司法水準を高めることを提起している。最高人民法院は、国家知的財産権戦略綱要の要求に基づき、人民法院における知的財産権の司法保護業務実際の状況を踏まえ、さらに「最高人民法院の国家知的財産権戦略の徹底実施における若干問題に関する意見」(以下「意見」と略称)を公

布した。この「意見」には、「積極的に知的財産権の特徴に符合する裁判 組織モデルを模索し、知的財産の民事事件、行政事件、刑事事件の受理を 統括する専門の知的財産廷の設置を検討する」と提起している。

また、2009年3月には、最高人民法院は「人民法院第3次五ヵ年改革綱要(2009-2013)」を配布し、「知的財産事件の受理を統括する綜合廷の設置を模索する」ことを確定した。2009-2013年の人民法院司法改革の主要任務としては、人民法院の職権構成の最適化し、民事、行政裁判制度を改革、整備し、民事訴訟における証拠に関する規則の整備をいっそう進めることである。

また、国家知識産権局は2009 年4 月21 日に「2009 年中国知的財産権保護行動計画」を公布し、その中で知的財産権の裁判業務の計画として、全国の各級人民法院での知的財産権民事、行政、刑事事件を統一し受理する専門の知的財産権廷設置についての探索と試験拠点の設置を積極的に推進し、北京市関連法院の知的財産権廷による専利と商標の授権、使用権確認事件の統一受理に関する問題を研究し早急に解決を図ることを明確にした。 2012年6月にはすでに、高級人民法院5ヶ所、中級人民法院50か所、基層人民法院52か所が「三審合一」裁判モデルを推進している。

確かに、「三審合一」裁判モデルは民事、刑事、行政を異なる審制廷で審理する「三審分立」という裁判体制の問題点を解消できる。裁判の長期化、判断の一致さ、効率向上、コストの軽減などメリットはある。しかし、「三審合一」裁判モデルを推進するにあたって、さまざまな意見も出てきている。首都北京に総裁判所を一つ設立するべきだという提案もあれば、地域区分で五つの知的財産権控訴裁判所が必要だという提案もある。他に、日本、ドイツ、タイみたいな「知的財産高等裁判所」或いはアメリカの「米国連邦巡回控訴裁判所」の案も考えられる。

いずれにしても、「知的財産高等裁判所」の設置は必要だと思うが、まだ、知的財産権法制度の実効が未熟な段階では、それぞれ地域実状に合わ

せた「三審合一」裁判モデルがいいのではと思っている。特許出願が世界一位を記録しているけど、短期間での法整備のなかで、まだ補完すべき部分が多く、多民族国家、大きな地域格差などの点を踏まえた時には、今は地域性による「三審合一」裁判モデルが必要だと思う。

#### 第4節 中国知的財産権保護不備の背景

中国はアメリカとの知的財産権紛争をきっかけに、著作権法や特許などの国内法の制定及び改正を続ける一方、知的財産権保護にかかわる多くの国際組織に加盟し、国際的な知的財産権保護の主要な協定及び条約にも積極的に加盟して、欧米諸国に見られる知的財産権の慣行や基準を取り入れつつある。にもかかわらず、中国で知的財産権が保護されず、紛争の争点である模倣品や海賊版が減らない。本章ではその背景について大きく3点を提示している。

まず、知的財産権紛争が起きる以前社会主義、計画経済体制下の中国では、知的生産物は一種の公共財とみられており、こうした慣習は市場化改革以降も根強く残っているので、知的財産権保護という意識が薄いことである43。

次は、先進国と途上国の違いにある。知的財産を多量に所有しているアメリカに比べ、中国は独自の知的財産をほとんど持っていないので自ら保護しようとする必要性が低いのである。また、中国の知的財産権保護関連法制度の歴史は 1885 に初めての専売特許条例を公布した日本よりもおよそ 100 年遅れているので、約 15 年間という短期間で制度は整備されたものの、実効性が伴っていないのである。1979 年に「改革・開放」政策を実施してから、初めて知的財産権という意識を持つようになったし、ちょうど日本の 100 年後の 1985 年に中華人民共和国特許法が公布された44。

<sup>43</sup>南亮進,牧野文夫『中国経済入門[第2版]:世界の工場から世界の市場へ』 2005年,188頁。

<sup>44</sup>サーチナ総合研究所『中国知的財産権白書-サーチナ中国白書

更に、所得水準問題も重要な原因の一つである。中国は WTO 加盟後飛躍的な経済発展を遂げているとはいえ、13 億の人口を持つ広い国で経済発展に伴い所得が向上した地域はわずかの沿岸部に限られているので、国内に大きな所得格差を抱えている。従って、安い値段で入手できる模造品や海賊版が魅力的なのである。1995 年を基準とする一番所得の高い上海と一番低い貴州の GDP を比べた所、その格差は 9.7 倍もある。2006 年に行われた海賊版に関するアンケートでは、海賊版を購入する一番大きい理由として「正規版が高い」という答えが 75%も占めていた。次に多い答えは「品質は悪いが安い」、「とにかく安い」 などで、海賊版は消費者に身近な存在であり、多くの人が安い価格を求めていることが分かる 45。

# 終章―中国の知的財産権戦略の課題

2004 年中国国家知的財産権局は「知的財産権十一五計画の青写真の制定に関する通知」を公布した。「十一五計画」とは、共産党第 16 回代表大会で揚げられた計画であり、共産党中央が科学発展思想を提出して以来はじめての五ヶ年計画でもある。国家知的財産権局は上記「十一五計画」に基づき、「2005 年の重点業務」を発表し、特許法体系を更に整備し政策研究を強化すること、他の国家部門と協力し、特許専門チーム養成、審査能力の増強等が主な目標として挙げられている。2005 年に国務院官房【国務院弁公庁】は「国家地底財産権戦略制定の業務指導グループ設置に関する通知」を正式に公布した。同通知によると、国家知的財産権戦略の制定業務を強化するため、国務院は業務指導グループを設置した。同時に、中国では「国家知的財産権保護戦略」も策定中であり、その中で①中国の実情に

<sup>〈2006~2007〉』 2006</sup> 年, 116 頁。

<sup>45</sup> サーチナ総合研究所,前掲書,196頁。MERAエコノミックコンサルティング『知財紛争の経済分析—米国先進事例に学ぶ損害賠償額の算定原則』2007年,315~317頁。

適合した知的財産権法体系の更なる改善、②より整備された業務システムの構築および審査・管理レベルの強化、③自主知的財産権技術と著名ブランドを有する国際競争力の高い大企業の育成、④知的財産権業務の審査とマクロ管理の需要に満足できる情報検索サービスの提供や分析に適したプラットホームの構築、⑤知的財産権の創造・管理・保護分野に携わる素質の高い専門チームの訓練や国際ルールに精通し実務能力の高い人材の育成などの重要目標を提案している。また、北京や上海などの地方政府が中央に先駆けて地方独自の戦略要綱を公表している。北京では「2004年―2008年北京知的財産発展と保護要綱」を公表し、創造、保護、利用、人材育成の4つの分野においてそれぞれの戦略目標を立てている。このように、中国は知的財産権戦略に積極的に取り組んでいる。

他にも、中国は漢方薬の面でも力を入れている。WHO(世界保健組織)によると、漢方薬の70-80%は中国産であるが、国際漢方薬市場160億ドルの売上額のうち、日本と韓国が80-90%を占めている。従って、漢方薬の原料輸出大国である中国は、漢方薬剤の生産力が日本や韓国などより弱いと考えられる。中国政府は2002年に「漢方薬現代化発展要綱」を公表したが、これは中国政府の重要な戦略思想を体現したものであるとされている。漢方薬の知財保護については、業界における知財戦略を策定することが定められた。

中国は知的財産権制度の成立として 100 年説があるとしても、公有制や国民の平均所有制等の理論によって「大鍋飯」時代があったので、知的財産権に対する国民の意識はまだ低い。にもかかわらず、知的財産権関連制度は短い間に整備され、先進国並みのレベルまで達していると認められている。現在は国を挙げて知的財産権戦略に力をいれているが、知的財産権紛争はいまだに絶えず問題になっている。

一つの国の知的財産権戦略の制定及び実施は、ただの法律マニュアルで はなく、その国の経済発展状況および、国内実状に合わせて考えなければ ならないと思われる。知的財産権が国内の事情に合わなければ、知的財産権保護の基準と現実は乖離してしまう可能性がある。知的財産に関する意識を高め、規制を強化すると同時に、中国の事実に合う中国の知的財産権戦略を模索することが重要だと思われる。また、知的財産権制度の仕組みから分かるように、中央人民政府は最高行政機関であって、また地方人民政府が各省、県、鎮などに設置され、その区画の行政を担っている。そこで、中央と地方、各地域によって認識の違いが生じるだろう。中央から地方まで一貫して認識を高め、取り締まりを強化することが重要であると思う。中国の場合には EVD (Enhanced Versatile Disc) や第3世代移動通信、漢方薬など中国の強みを見せる知的財産権も挙げられているが、漢方薬のように中国ならでは知的財産にもっと取り組むことが重要であると思われる。

# <参考文献及び参照サイト>

# 英語文献

Economy, Elizabeth and Adam Segal (2009) "The G2 Mirage: Why the United States and China Are Not Ready to Upgrade Ties" Foreign Affairs, May/June 2009

Iain Johnson, Alastair and Robert S. Ross eds. (1999) Engaging China: The
 Management of an Emerging Power, London and NY, Routledge
 ----- (2006) New Direction in the Study of China's Foreign Policy, Stanford,
 Stanford University Press

Jacobson, H.K. and M. Oksenberg (1990) China's Participation in the IMF, the World Bank and GATT: Toward a Global Economic Order, Michigan, The University of Michigan Press.

Jakobson, Linda and Dean Knox (2010) New Foreign Policy Actors in China, SIPRI Policy Paper 26, September, http://books.sipri.org/files/PP/SIPRIPP26.pdf (岡部達味監修・辻康吾訳『中国の新しい対外政策 誰がどのように決定しているのか』岩波現代文庫, 2011 年)

Lai, Hongyi (2010) The Domestic Sources of China's Foreign Policy, London and New York, Routledge

Liang, Wei (2007a) "Bureaucratic Politics, International Coordination and China's GATT/WTO

Pat Choate (橋本碩也訳) (2006) 『模倣社会 (Hot Property)』(税経印刷株式会社)

Pearson, Margaret M. (2001) "The Case of China's Accession to GATT/WTO", in Lampton, (2001)

----- (2006) "China in Geneva: Lessons from China's Early Years in the World

Trade Organization" in Johnston and Ross (2006)

USTR, Testiomony of the Honorable Charlene Barshefsky Before the Senate
Foreign Relations Committee, Subcommittee on East Asian and Pacific
Affairs, November 29,1995

USTR, Testiomony of the Honorable Charlene Barshefsky Deputy U.S. Trade
Represen Before the House Ways and Means Committee, Subcommittee on
Trade, may 23,1995

Zeng, Ka ed. (2007) China's Foreign Trade Policy: The New Constituencies,
London and NY, Routledge

----- (2007) "State, Business Interests and China's Use of Legal Trade Remedies" in Zeng ed. (2007)

## 日本語文献

IPトレーディング・ジャパン株式会社(2006)『中国知的財産管理』(中央 経済社)

阿甘 (2011) 『中国モノマネ工場』(日経 BP 社)

秋山憲治(2006)「米中貿易摩擦と今後の行方」『海外事情』6月号

射手矢好雄(2004)『中国ビジネスの紛争対応システム』(商事法務)

射手矢好雄、遠藤誠、張和付(2004年)中国ビジネスの紛争対応システム (商事法務)

- 馬田啓一、浦田秀次郎、木村福成(2011)日本通商政策論―自由貿易体制 と日本の通商課題―(株式会社文眞堂)
- MERA エコノミックコンサルティング (2007)『知財紛争の経済分析-米 国先進事例に学ぶ損害賠償額の算定原則』(中央経済社)

大橋英夫(1998)『米中経済摩擦 : 中国経済の国際展開』(勁草書房)

小野昌延(1989)『知的所有権 Q&A のポイント』(有斐閣)

カク・シュンカ (2006)「知的財産の壁に直面する中国 (上)」『世界週報 月刊』

- 関志雄(2005)『中国経済のジレンマ』(株式会社精興社)
- 経済産業省(2012)『通商白書』(勝美印刷株式会社)
- 経済産業省(2013)『通商白書』(勝美印刷株式会社)
- 胡東寧 (2003)「米中通商問題と中国の対外貿易体制改革 知的財産権問題を中心に」『日本貿易学会「年報」』第 40 号
- 佐々木隆雄(1997)『アメリカの通商政策』(岩波新書)
- サーチナ総合研究所 (2006 年)『中国知的財産権白書-サーチナ中国白書 (2006~2007)』(株式会社サーチナ)
- 財団法人知的財産研究所(2003)『中国知的財産保護の新展開』(雄松堂出版)
- 重岡純 (2004)「課題の多い中国の知的財産権保護政策」『ジェトロセンサー 3 5 4 号
- JETRO (2006) 『ジェトロ貿易投資白書』(ジェトロ)
- JETRO (2012) 『中国データ・ファイル』 (ジェトロ)
- 高瀬保(1993)『増補ガットとウルグアイ・ラウンド WTO の発足』(東洋経済新報社)
- 玉井誠一郎 (2012)『知財インテリジェンス』(大阪大学出版社)
- 知的財産研究所(1995)『アジア諸国における知的財産保護』(通商産業調査会出版部)
- 知的財産研究所編(2000)『21世紀における知的財産の展望: 知的財産研究所 10周年記念論文集』(雄松堂出版)
- 知的財産研究所編集 (1995)『知的財産の潮流 : 知的財産研究所 5 周年記 念論文集』(知的財産研究所)
- 中国国家知識産権局特許庁実用新案審査部(2013)『中国知財事例解説集 実用新案篇』(大進印刷株式会社)
- 中国 WTO 加盟に関する日本交渉チーム (2002)『中国の WTO 加盟』【(株) 蒼蒼社】

- 陳友駿(2011)『米中経済摩擦』(晃洋書房)
- 東京三菱銀行 (2004) 「海外の話題 [ニューヨーク報告] 拡大する米国の 対中輸出と今後の米中通商問題」『調査月報』 100 号
- 遠矢浩規(2013)「知的財産権摩擦の構造—先進国間・南北間の国際利潤 移転」知的財産法政策学研究 42 号
- 中川涼司(2011)「中国対外経済政策決定過程研究の新動向および米中経済交渉議題の変化」立命館国際研究 24巻1号
- 中達啓示 (2011) 『中国WTO 加盟の政治経済学』(早稲田大学出版部)
- 新堀聰、渡邊堯、岸田誠 (1995)『WTO 発足後の世界貿易』(経林書房)
- 日本工業所有権法学会編 (2001)『GATT と知的財産権』(有斐閣),日本工業所有権法学会年報:第15号
- 広部和也·杉原高嶺 (2007) 年『条約集 2007』(三省堂)
- 藤川義人(2002)『よくわかる知的財産権』(日本実業出版社)
- 藤原弘 (2006)『中国経済データハンドブック 2006 年版』(財団法人田中 経済協会)
- 丸島儀一(2011)『知的財産戦略』(ダイヤモンド社)
- 丸山亮 (2000)「TRIPS 協定と APEC の役割」『日本国際知的財産保護協会月報』 45号
- みずほ総合研究所(2007)「米中経済関係の行方-米国企業の中国ビジネスから2国間をみる-」『みずほ米州インサイト』(みずほ総合研究所株式会社)
- 南亮進,牧野文夫(2005)『中国経済入門[第2版]:世界の工場から世界の 市場へ』(日本評論社)
- 安形雄三(1991)『入門アメリカ知的財産権』(株式会社日本評論社)
- 矢吹晋(2000)『中国の権力システム ポスト江沢民のパワーゲーム』平

凡社新書

山口直樹(2001)『グローバル経済における知的所有権保護』(中部大学産業経済研究所)

山澤逸平、馬田啓一、国際貿易投資研究会 (2013) アジア太平洋の新通商 秩序-TPPと東アジアの経済連携- (勁草書房)

吉野祐(2006)「知的財産の壁に直面する中国(上)」『世界週報』

米澤健次(2002)『中国貿易関連規定集』(創英社/三唱堂

羅東川 (2005)「知的財産権司法保護に関する回顧と認識」

李遠,徐玉娟 (2006) 「知的財産の壁に直面する中国 (中)」 『世界週報月刊』

劉新宇(2005)『中国の知的財産制度の発展と実務――中国知的財産 20 周年記念論文集』経済産業調査会

若杉隆平 (2007)「知的財産権の保護と貿易ルール」『世界経済評論』7月 号

渡辺惣樹(2012)『TPP知財戦争の始まり』(株式会社草思社)

渡辺浩平(2008)『変わる中国 変わるメディア』講談社現代新書

渡部恒雄(2006)「これで米中関係が読める!対中「四大勢力」の実像」『週 刊東洋経済』1月28日号

#### 中国語文献

李明德(2000)『特301条款与中美知争端』(社会科学文献出版社)

陈泰锋 (2005)『中美贸易摩擦 Sino-US Trade Conflicts』(社会科学文献 出版社)

冼国名,陈继勇 (2007) 『当代世界格局下的中美经贸关系』(中国经济出版 社)

全国美国经济学会·浦东美国经济研究中心(2006)『美国经济走势与中美经贸关系』(上海社会科学院出版社)

刘阳(2006)『中美易摩擦的法律研究/当代前沿文』(北大学出版社) 中国美国学会浦美国研究中心(2007)『全球失衡与中美系』(上海社会科学院出版社)

王钰(2008)国际贸易壁垒的经济分析与对策研究(中国财政经济出版社) 馬忠法(2009)『美国対中国反傾銷案例研究』復旦大学出版社

苗迎春(2009)『中美経貿摩擦研究』武漢大学出版社

- 楊励·周文鳳 (2010)「国外対華反傾銷与我国的応対機制一基於行業協会 角色的分析」『国際貿易』第4期
- 楊益 (2009)「積極利用WTO 争端解決機制維護合法権益」『国際貿易』第 10 期
- 趙京霞(2005)『後配額時代的国際紡織品貿易』中国紡織出版社
- 趙維田(2004)『中国入世議定書』湖南科学技術出版社
- 蘇振東·劉芳·厳敏(2009)「中国対外反傾銷措施的産業救済効応評価」『財 貿経済』第10 期
- 唐宜紅·唐若韜(2010)「美国対華反補貼的焦点問題与我国的対策」『国際 貿易』第5期
- 具海民(2009)『大国的較量:中美知識財産権談判紀実』長江文芸出版社徐正輝(2009)「重建金融工委?」『南風窓』9月14日,
- 黄晖,程永顺,张平,李虹(2003)『WTO知识产权协定常识问答』(知识产权出版社)
- 陈卫东 (2005) 『美国对中国保障措施及特保措施案例解析』(对外经济贸易大学出版社)
- 吴蓬生(2005)『知识产权制助推国际化战略』(中国经济出版社)
- 张汉林, 王晓川(2003)『知识产权贸易争端案例』(经济日报出版社)
- 全国美国经济学会浦东美国经济研究中心(2006)美国经济走势与中美经贸 关系(上海社会科学院出版社)
- 全国美国经济学会浦东美国经济研究中心(2007)全球经济失衡与中美经贸

关系(上海社会科学院出版社)

国家知识产权局(2008)『未来知识产权制度的愿景』(知识产权出版社)中国国家統計局(2005)『中国統計年鑑』

## 参照サイト

ジェトロ日本貿易振興機構 http://www.jetro.go.jp/indexj.html

中国国家統計局 http://www.stats.gov.cn/index.htm

中国商務部 http://www.mofcom.gov.cn/

中国共産党新聞網 http://cpc.people.com.cn/

中華人民共和国中央政府門戸網站 http://www.gov.cn/index.htm

中華人民共和国外交部 http://www.fmprc.gov.cn/chn/gxh/tyb/

中華人民共和国商務部 http://www.mofcom.gov.cn/

百度百科 http://baike.baidu.com/

新華資料中国共産党

http://news.xinhuanet.com/ziliao/2004-11/24/content\_2255749.htm

経済産業省 http://www.meti.go.jp/

世界貿易機関 (WTO) http://www.wto.org/

関志雄 RIETI 経済産業研究所

http://www.rieti.go.jp/users/kan-si-yu/index.html

科学時代 http://tech.sina.com.cn/it

新華网 www.news.cn www.sinhuanet.com

中国网 www.china.com.cn

北京大学 www.china-cbn.com

教育科研网 www.cenet.org.cn